

(介 20)

平成 21 年 6 月 4 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
三 上 裕 司

「全国介護保険担当課長会議」資料の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は平成21年5月28日(木)に、全国介護保険担当課長会議を開催しました。

当該会議においては、介護基盤の緊急整備等に係る臨時特例交付金の概要について、介護職員の賃金の引き上げを目的とした、「介護職員処遇改善交付金(仮称)」の執行の仕組み、それらに関する都道府県行政の事務作業について等が示されております。

また、平成20年5月21日に「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、介護サービス事業者の規模に応じた業務管理体制の整備が必要となりました。本一部改正は本年5月1日より施行されており、当該資料にはその詳細が記載されております。

資料「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律」につきましては、住宅施策と福祉施策の連携を取るべく、国土交通省と厚生労働省が高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、両省の大臣が共同策定した基本方針に基づき、都道府県行政において、高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定するものであります。当該計画については、税制優遇措置や補助金の創設等の措置を設け、整備・推進していくものであります。介護サービスに関する部分につきましては、介護保険事業計画が用いられることとなります。

つきましては、当該資料を一部ご送付いたしますので、周知方宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 全国介護保険担当課長会議資料(平 21. 5. 28 厚生労働省老健局)
- 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について
- 「基本的対処方針」(5月 22日新型インフルエンザ対策本部決定)等の概要について
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律
- 介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について
- 介護基盤の緊急整備等について

各 1 部

以上

**添付資料 掲載場所**

**厚生労働省ホームページ**

**「全国介護保険担当課長会議」**

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/s0528-8.html>

# 介護基盤の緊急整備関係

## 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業

### （介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要

#### 1. 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

#### 2. 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

#### 3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

#### 4. 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

#### 5. 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

##### (1) 特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

## (2) 特別対策事業の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既の実施している事業
- ② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- ⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

## (3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金事業の実施に定める特別対策事業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。

## 6. 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

- ① 第一次協議：第4期事業計画分 + 「上乗せ整備分」 + 既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。
- ② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。  
の2回に分けて行うことを予定している。

## 7. 補助率 定額

### 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
<b>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</b>	<b>①小規模施設（定員29名以下）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模老人保健施設</li> <li>・小規模ケアハウス(特定施設)            [以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする]</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・夜間対応型訪問介護ステーション</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る)</li> </ul>	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
<b>2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業</b>  ※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	<b>①広域型施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・老人短期入所施設(併設を含む)</li> </ul>	消防法施行令改正に伴い sprinkler 設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であって sprinkler 未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
	<b>②有料老人ホーム</b>  <b>(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)</b>		
	<b>③小規模多機能型居宅介護事業所</b>  <b>(275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)</b>	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であって sprinkler 未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

介護基盤緊急整備等臨時特別交付金の配分方法等について

1. 予算額	約 2,495億円
(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円

2. 予算額の配分基礎単価

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
---------------------	-----------

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。

ア 一床あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム 350万円(※)×定員数
- ・ 小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス 350万円(※)×定員数

イ 一施設あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設 4,375万円(※)／一施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム 2,625万円(※)／一施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） 2,625万円(※)／一施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 1,000万円／一施設
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション 500万円／一施設
- ・ 介護予防拠点 750万円／一施設
- ・ 地域包括支援センター 100万円／一施設
- ・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） 3,000万円／一施設

※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円
--------------------------	---------

ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・ 広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設  
〔併設を含む〕
- ・ 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面積要件	㎡当たりの単価
275㎡以上～1,000㎡未満の場合	9千円/㎡ × 面積
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円/㎡ × 面積

3. 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約} 2,212 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要額 = 第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額  
+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額

(2) 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

$$\text{約} 283 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

4. 都道府県と市町村事業の配分について

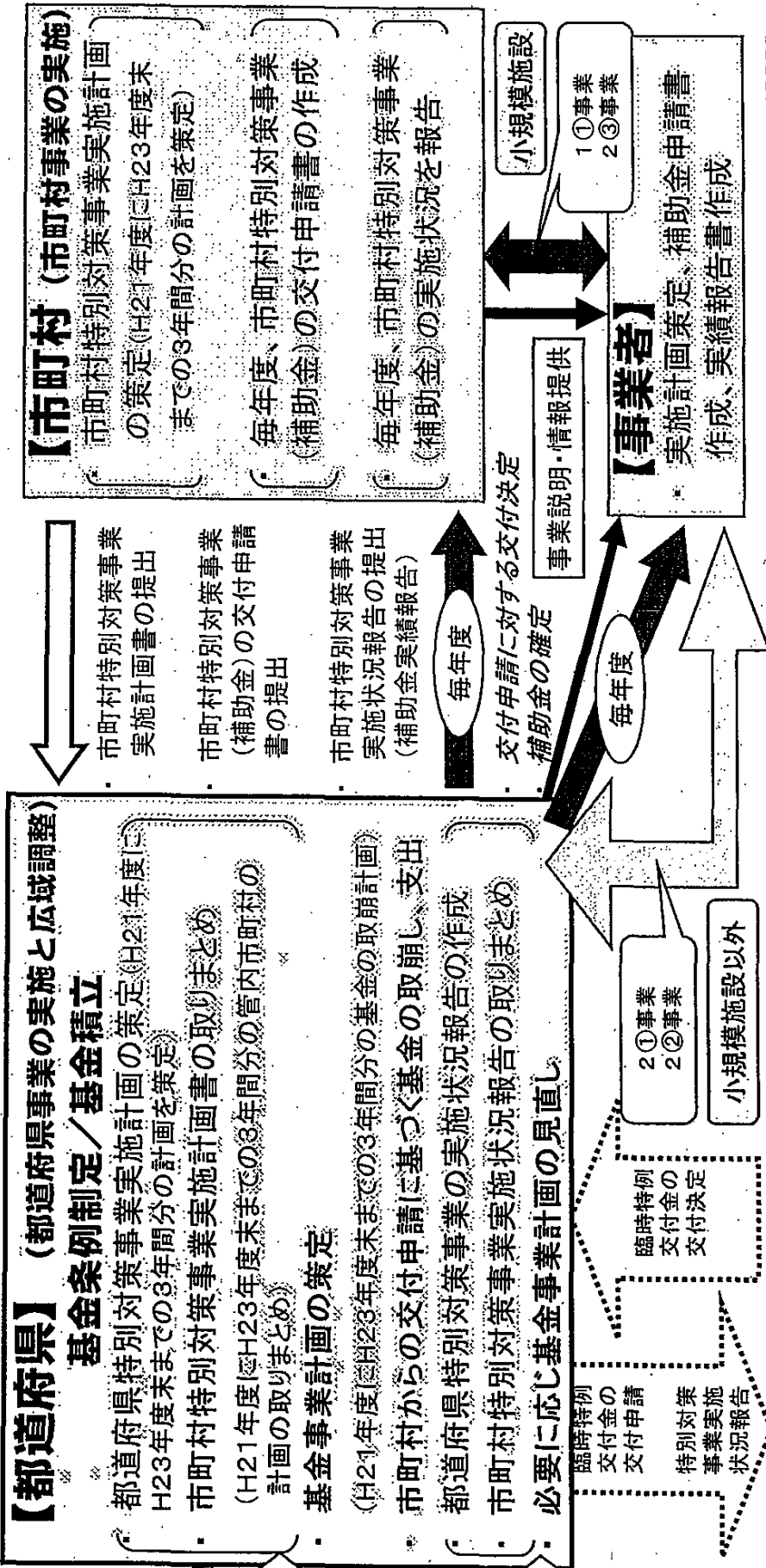
都道府県は、1. (2) の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙2の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。



# 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）

## の実施に係る事務の流れ（案）

### （予算科目：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）



### 【厚生労働省】 臨時特例交付金（H21年度補正予算計上）

- 臨時特例交付金の骨格作成
- 臨時特例交付金の交付決定
- 臨時特例交付金の交付
- 特別対策事業の実施方法（事業メニュー）の提示
- 基金運用要領の作成・提示
- 基金条例（参考例）の提示
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成21年度に特別対策事業実施計画を策定  
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
<b>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</b> ①小規模〔定員29名以下〕施設 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
<b>2. 既存施設(※)のsprinkler整備 特別対策事業</b> ①広域型施設(特養・老健・養護老人ホーム、短期入所) ②有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る) ③小規模多機能型居宅介護事業所	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円
※ 設置主体が地方公共団体等であることを除く。				
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

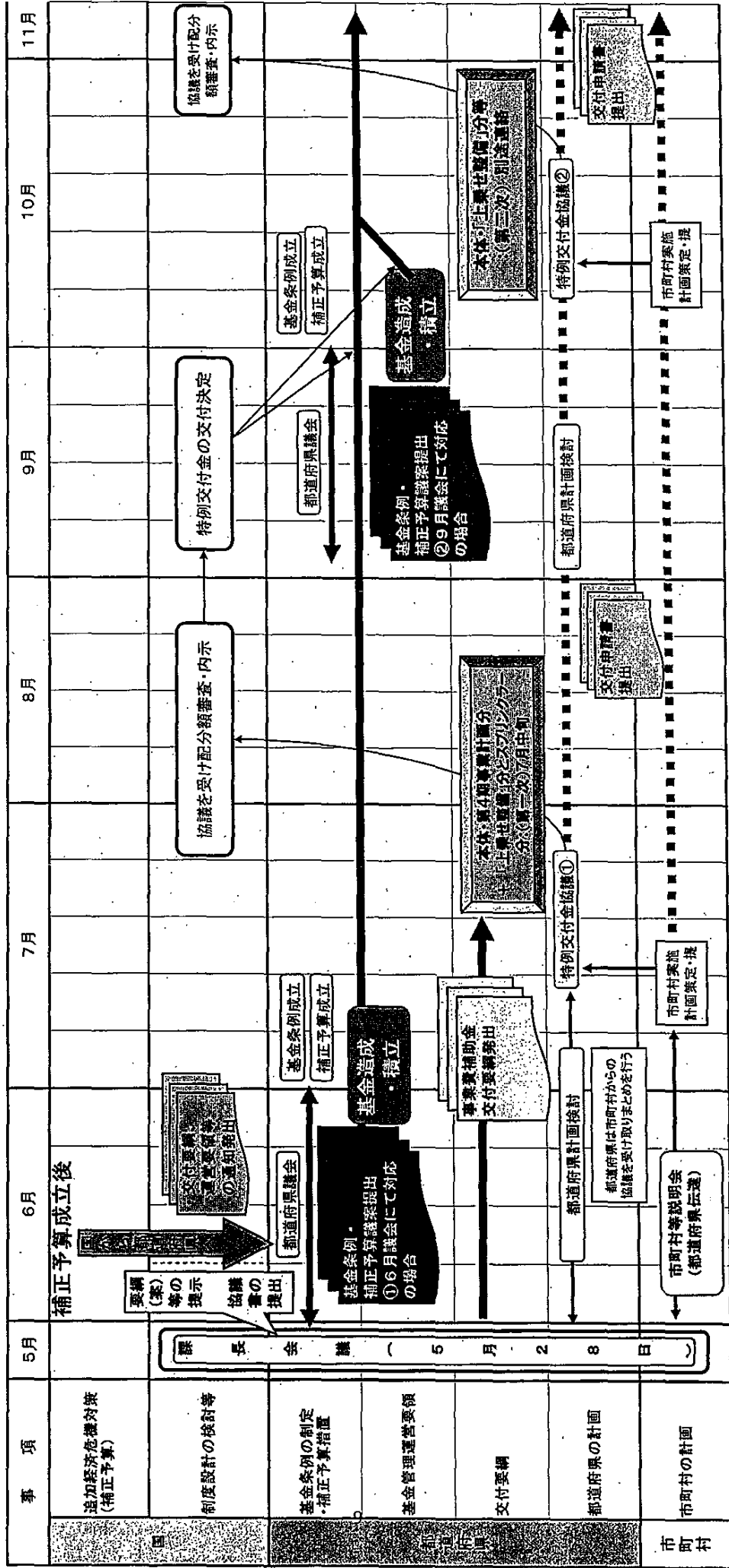
# 都道府県が策定する「基金事業計画」

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分) 事業×ニュー2①・2②	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(※市町村事業分) 事業×ニュー1①・2③	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

※都道府県が基金を取崩して、市町村の整備計画に対して補助する

# 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に基づく基金スケジュール



※ 今後、変更があり得るものである。

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県が設置する基金に必要な経費を交付することにより、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備や既存施設におけるスプリンクラー整備を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年●●月●●日老発第●●●●●●号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額と運営要領に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ

れを切捨てるものとする。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$221,216,389 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要見込み額は、次により各都道府県が算出する。

第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額

+ 「上乘せ整備分」の所要見込み額（厚生労働大臣が必要と定めた額）

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$28,254,571 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を

作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

#### (申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成22年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### (その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
  - (2) その他参考となる書類
    - ・(参考様式) 特別対策事業計画内訳表



基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 介護基盤の緊急整備 特別対策事業分	/	/	/		/
(2) 既存施設のスプリンク ラー整備特別対策事 業分					
合 計					

## 別紙2

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合 計 額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

特別対策事業計画内訳表

1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分				小計	上乗せ整備分	合計
	21年度	22年度	23年度				
	小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人			
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人	人	
認知症高齢者グループホーム(※1)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

※2 別紙1「基金造成経費所要額調査」(1)の(A)欄と一致させること。

2. 既存施設のスプリングラ―整備特別対策事業

施設種別	21年度			22年度			23年度			計
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設数計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調査」(2)の(A)欄と一致させること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3) その他参考となる書類
    - ・(参考様式) 特別対策事業実績内訳表

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引過不足額 (G-E) 円
(1) 介護施設の緊急整備特別対策事業 分								
(2) 既存施設のブラッキング スラージ整備特別対策事業 分								
合計								

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額 (円)	年利率	備 考
合 計 額				

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

特別対策事業実績内訳表

1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分				小計	上乗せ整備分	合計		
	21年度		22年度					23年度	
	人	千円	人	千円				人	千円
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	千円	人	千円	人	千円	人		
小規模老人保健施設(※1)	人	千円	人	千円	人	千円	人		
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	千円	人	千円	人	千円	人		
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	千円	人	千円	人	千円	人		
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
認知症対応型デイサービスセンター	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
介護予防拠点	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
地域包括支援センター	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
生活支援ハウス	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所		
定員数計(※1の合計)	人	千円	人	千円	人	千円	人		
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

※2 別紙1「基金造成経費所要額調査」(1)の(A)欄と一致させること。

2. 既存施設のスプリングラ―整備特別対策事業

施設種別	21年度		22年度		23年度		計
	か所	千円	か所	千円	か所	千円	
特別養護老人ホーム	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
老人保健施設	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
養護老人ホーム	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
有料老人ホーム	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
施設数計	か所	千円	か所	千円	か所	千円	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調査」(2)の(A)欄と一致させること。

(別記様式3)

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)調査

平成21年度 厚生労働省所管

(都道府県)

歳出予算科目	交付の 決定額 円	交付率	都道府県						備考	
			歳入			歳出				
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額 円		うち 交付金 相当額 円
(項)介護保険制度運営推進費										
(目)介護基盤緊急整備等 臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。



## 別紙

### 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）管理運営要領（案）

#### 第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業については、この要領の定めるところによるものとする。

#### 第2 基金事業

##### (1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

##### (2) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の設置目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

##### (3) 基金事業の実施

###### ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。

###### イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

###### ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（第2の（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）のアの（ウ）の「23年度末」を「24年6月末」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）のイによるものとする。

### 第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業とする。各事業の対象施設等その他の詳細については、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

- エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、ウの助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業者に対し都道府県が助成することにより実施する特別対策事業の場合

都道府県が、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として事業者に助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業者は、特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙〇の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければ

ならない。

- (ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。
- a. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - b. 建物等の用途
  - c. 利用定員
- (イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。  
(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (1) のキ、(2) のカ及び(3) のエにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (1) のス、(2) のケ及び(3) のオにより付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

## 第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、地域介護・福祉空間整備交付金の面的整備計画の考え方に準じて、計画ごとに助成するものとし、次により算出する。

なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 計画に記載された事業につき、対象経費の実支出額の合計額と、別表1第●欄に定める配分基礎単価を基に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(平成18年5月29日老発第0529001号本職通知)」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要項」に準じて算出した基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

② 別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2の第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①及び②により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算して取り扱うこととする。

## 第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。



介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業の詳細

項目	対象施設等	配分基準単価	対象経費	補助率
<p>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</p>	<p>① 小規模施設 (定員29名以下)                      ・小規模特別養護老人ホーム                      ・小規模老人保健施設                      ・小規模ケアハウス(特定施設)                      [以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする]                      ・認知症高齢者グループホーム                      ・小規模多機能型居宅介護事業所                      ・認知症対応型デイサービスセンター                      ・夜間対応型訪問介護ステーション                      ・介護予防拠点                      ・地域包括支援センター                      ・生活支援ハウス(離島振興法(昭和28年(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づくものに限る。)                      ① 広域型施設                      ・特別養護老人ホーム                      ・老人保健施設                      ・養護老人ホーム                      ・老人短期入所施設(併設を含む)                      ② 有料老人ホーム                      (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)                      ③ 小規模多機能型居宅介護事業所                      (275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)</p>	<p>小規模特別養護老人ホーム                      小規模ケアハウス                      小規模老人保健施設                      認知症高齢者グループホーム                      小規模多機能型居宅介護事業所                      認知症対応型デイサービスセンター                      夜間対応型訪問介護ステーション                      介護予防拠点                      地域包括支援センター                      生活支援ハウス                      350万円×定員                      350万円×定員                      4,375万円/一施設                      2,625万円/一施設                      2,625万円/一施設                      1,000万円/一施設                      500万円/一施設                      750万円/一施設                      100万円/一施設                      3,000万円/一施設</p>	<p>市町村の整備計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3の(1)のアからオに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)                      ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>
<p>2. 既存施設のスプリングラー整備特別対策事業</p>	<p>スプリングラー整備計画に基づく施設等のスプリングラー整備(スプリングラー設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3の(1)のアからオに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)                      ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>1,000㎡以上の平屋建ての場合                      17千円/㎡                      275㎡以上                      1,000㎡未満の場合                      9千円/㎡</p>	<p>スプリングラー整備計画に基づく施設等のスプリングラー整備(スプリングラー設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3の(1)のアからオに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)                      ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>

※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。

## 別表 2

## 特別対策事業に係る配分基礎単価の特別措置

1 区 分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のサブリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

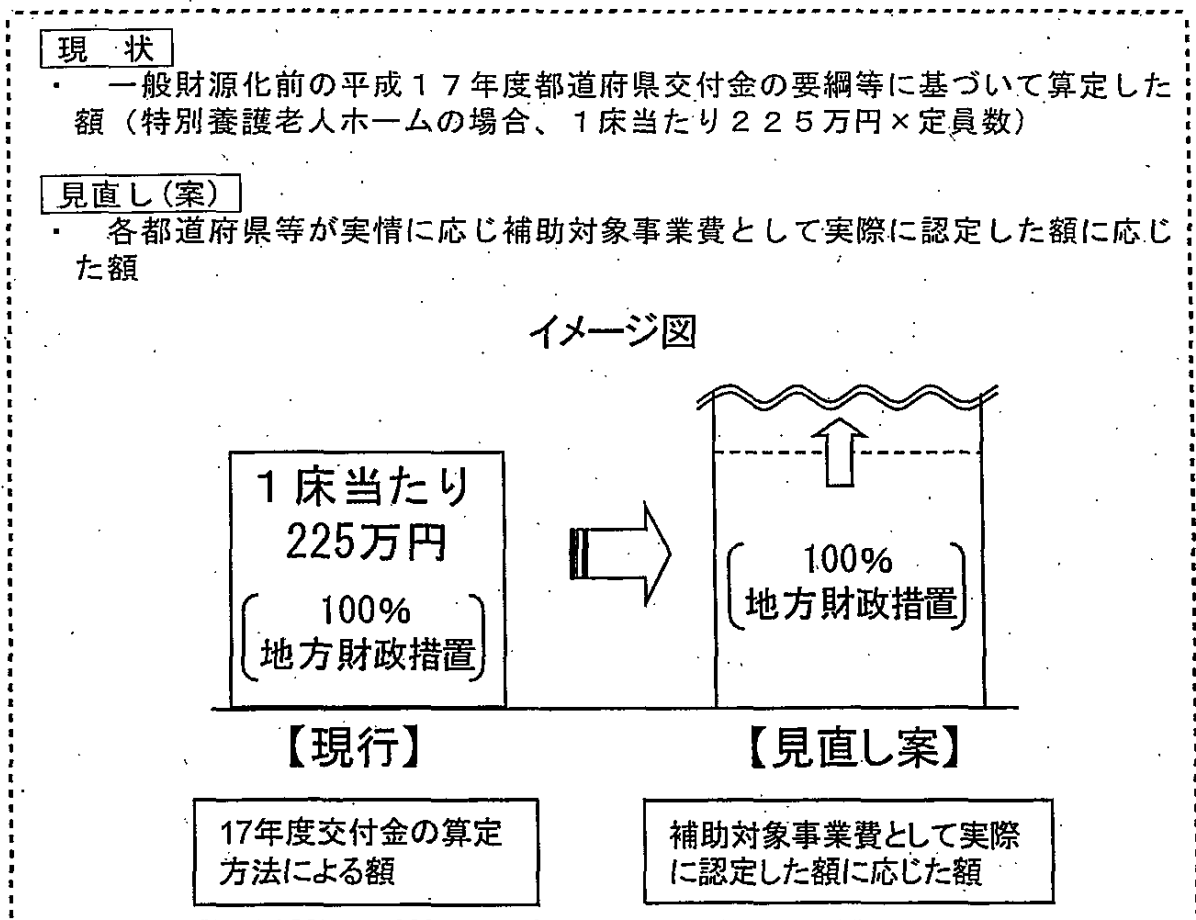
○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

- ・ 「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。



※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円 → 350万円)に係る考え方は次のとおり。

- ・ 現在、特別養護老人ホームの公共スペース（居室及び共同生活室等個人の利用に係るものを除いた部分）を対象に、1床当たり400万円の事業費（整備実績のうち低価格な水準）を対象としているところ、平成21～23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策（市町村交付金の拡充：単価増）に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助（施設整備補助金における1/4相当分）について、拡充（単価増）することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助（1/4相当分）に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していただきたいものであること。

# 施設開設準備経費等に対する支援（案）

## ① 施設開設準備経費助成特別対策事業

### 1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業)：  
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
(市町村事業)：  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費  
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）  
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費  
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費  
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。

※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## ② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

### 1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設  
・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。  
(保証金は対象外とする。)  
定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。  
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額 定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成する。  
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

### 3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## (参考) 都道府県事務費 (①及び②に係る事務費)

### 1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

### 2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

#### (2) 対象経費

##### ア 説明事務費用

- ・ 説明会開催費用 (管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他)
- ・ 周知に要する費用 (ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等)

##### イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費 (申請書の審査等に要する経費 [賃金職員雇上費用]、振込手数料、通信運搬費 等)

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

3. 予算額 ①及び②の内数 (別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。)

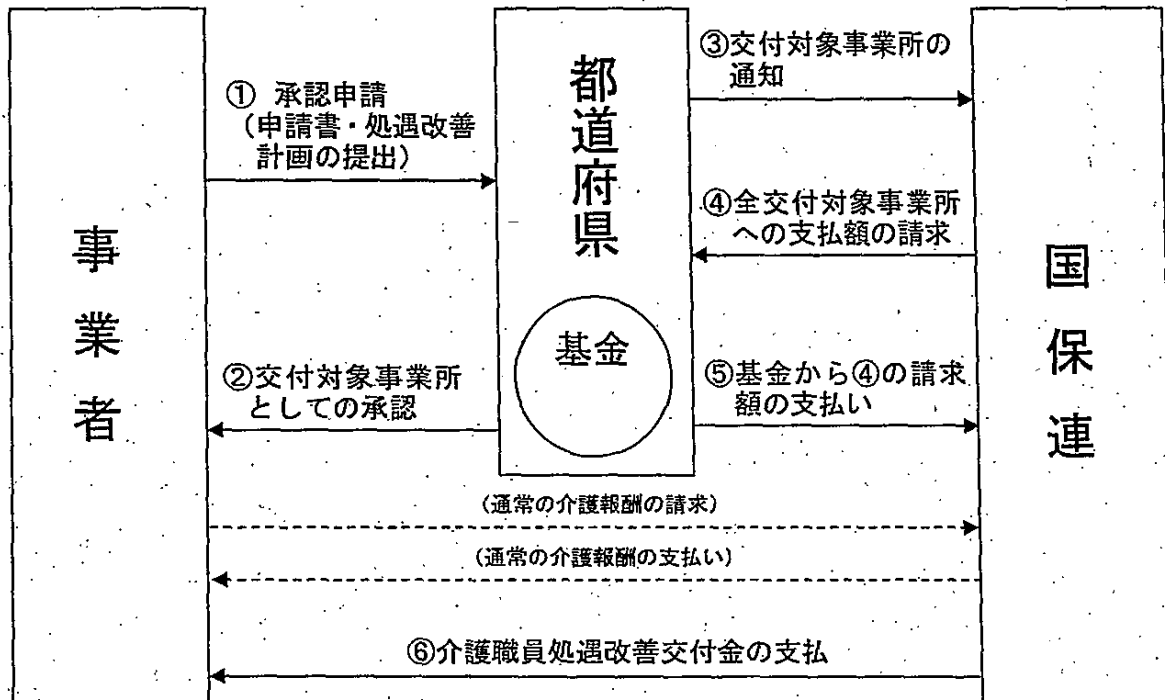


介護職員処遇改善交付金等  
関係

(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

1. 執行のスキーム (イメージ)



2. 都道府県の実施事務内容

(1) 事前の準備

① 都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成(以下「本事業」という。)については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例(素案)については先般お示ししているところであり、「(調整中)」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

② 対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

### ③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

については、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図られたい。

## (2) 事業者からの申請処理

### ①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日(サービス分)まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

### ②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

### ③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所(以下「交付対象事業所」)について、国保連に伝達する。

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・事業所異動連絡票情報の登録
- ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
- ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

### ④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

(これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。)

国保連においては、交付対象事業所について、

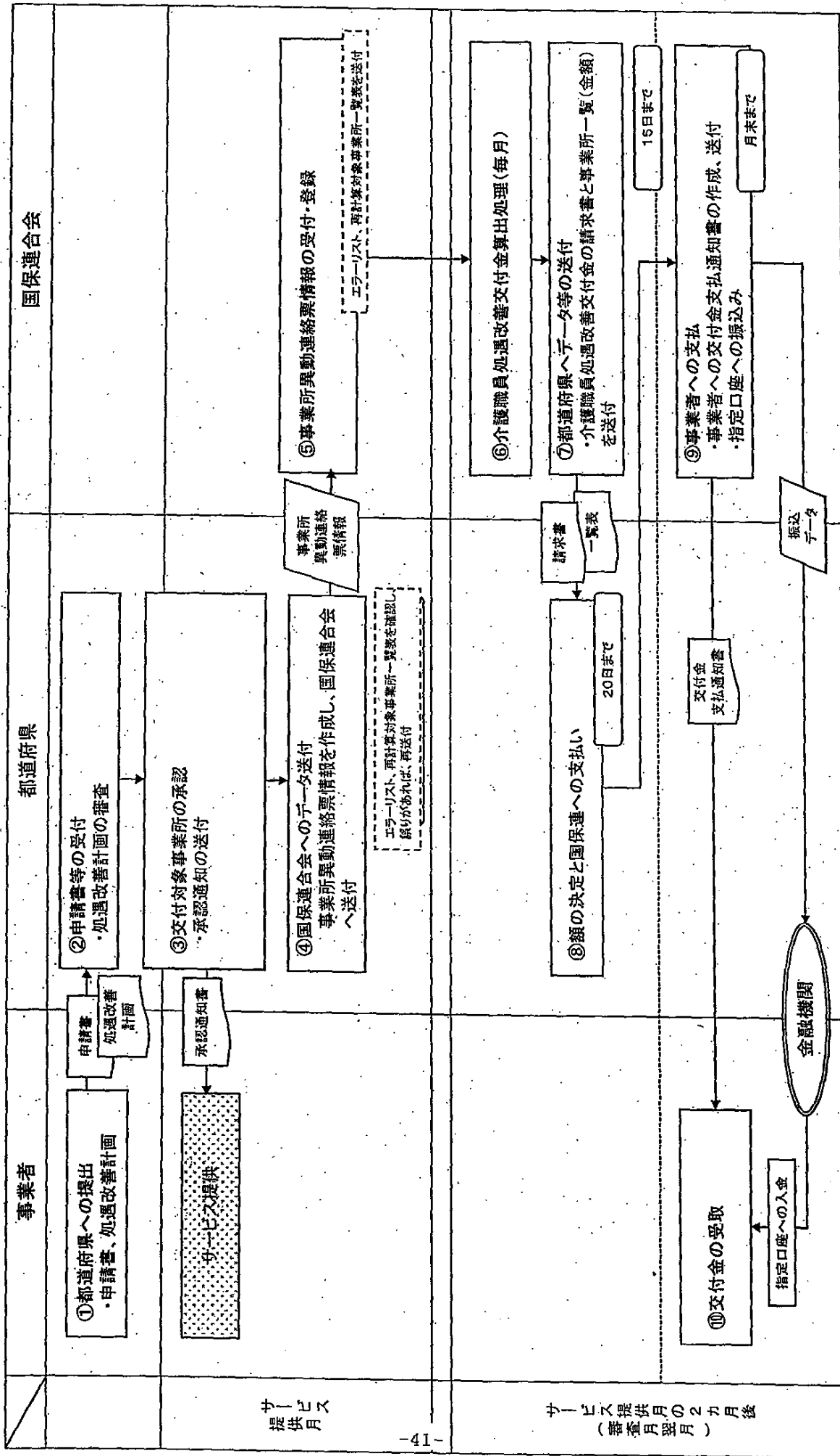
- ・交付金支払通知書の作成、送付
- ・指定口座への振込み

を行う。

《今後のスケジュール》

- 〔 7月 介護事業者への説明会
- 8月 準備のための申請受付開始
- 9月 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定
- 10月 (算定対象サービスの提供開始)
- 11月 (算定対象サービスの請求)
- 12月 交付金の支払い開始(国保連)

介護職員処遇改善交付金(仮称)にかかる事務処理の流れ(案)

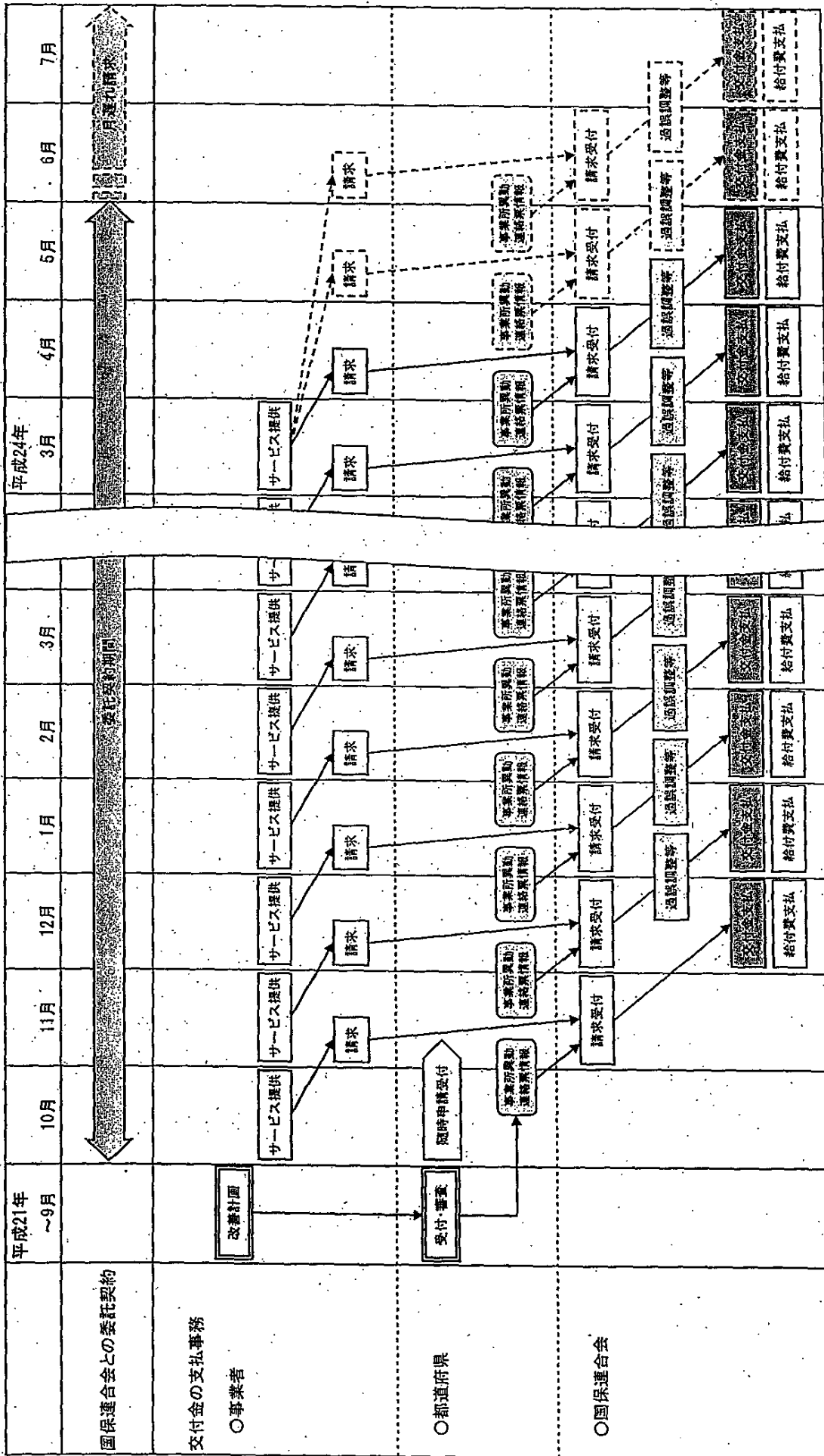


サービス提供月

サービス提供月の2ヵ月後  
(審査月翌月)

※1 申請はサービス提供月以降も取り得る。  
 ※2 国保連への事務委託の範囲については、各都道府県の実情に応じて変更することが可能である。

介護職員処遇改善交付金(仮称)に係る事務処理等の流れ(委託契約期間中の支払サイクル)(案)



## (2) 交付金の執行方針

### 介護職員処遇改善等臨時特例交付金の予算執行方針(案)

#### 1 介護職員処遇改善交付金(事業費)分

(1) 予算額 3923億円

(2) 配分方法

$$3923 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期における交付金所要見込み額}}{\text{全国の第4期における交付金所要見込み額}}$$

※ 交付金所要見込み額は、第4期の介護報酬総額に当該交付金の交付率等を乗じて各都道府県が算出するもの。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用(寄付金その他の収入額を控除したもの。)のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期(予定)

平成21年  
6月まで

- ・各都道府県から交付金所要見込額を調査(1回目)
- ・交付額の配分を決定し、そのうち7割を内示(1回目)
- ・交付決定(1回目)

7月~9月

平成22年  
1月~3月

- ・各都道府県から10月以降に施行状況を踏まえた交付金所要見込額を調査(2回目)
- ・交付額の配分を再決定し、残りの額(全体で3割)を内示(2回目)
- ・交付決定(2回目)

#### 2 介護職員処遇改善交付金(事務費)分

(1) 予算額 51億円

(2) 配分方法

以下の①と②を合計した額

① 基本定額分(人件費①、システム改修費)

1県あたり 22,801,700円

② 事業所数比例分(人件費②、通知書作成、説明会開催等の物件費)

$$40 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の請求事業所数(サービス別)}}{\text{全国の請求事業所数(サービス別)}}$$

- ※ 請求事業所数は、直近の実績（交付金対象サービスのものに限る。）。
- ※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

- ・ 事業費の内示・交付決定（1回目）にあわせて  
金額を内示、交付決定

3 施設開設準備経費助成特別対策事業分

(1) 予算額 約673億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。

4 定期借地権利用による整備促進特別対策事業分

(1) 予算額 約125億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。



※ 事務費助成特別対策事業分（3及び4に係る事務費）

別途示す配分率に基づき、厚生労働大臣が、必要と定めた額を予算の範囲内で各都道府県へ配分するものとする。

### (3) 基金条例案

#### 〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)条例(参考例)(素案)

##### (設置の目的)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく制度の円滑な運営及び介護職員のさらなる処遇の改善等を図るため、〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (基金の額)

第二条 基金の額は、〇〇(都道府)県が交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金の額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく指定を受けた事業者の行う介護職員の賃金改善に要する経費を当該事業者に助成する事業のための財源に充てる場合
- 二 〇〇(都道府)県又は市町村が行う施設開設準備経費助成特別対策事業のための財源に充てる場合
- 三 〇〇(都道府)県又は市町村が行う定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための財源に充てる場合
- 四 前各号の助成を実施するための準備経費等の財源に充てる場合

##### (委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条第一号及び第四号の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例中第六条第二号及び第三号の特別対策事業にかかる部分については、当該事業の実施を目的として基金事業の延長をした場合、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。
- 4 前二項の場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

現任・新規介護職員等の研  
修支援・養成関係

### 3 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

#### (1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について

##### ア 緊急雇用創出事業について

- 平成21年度補正予算(案)では、平成20年度第2次補正予算で措置された緊急雇用創出事業(1,500億円)において都道府県に創設した基金を3,000億円積み増し、事業の拡充を図ることとされているところ。
- 緊急雇用創出事業の拡充に際し、介護・福祉等の分野は、重点的に雇用創出を図ることとされており、3,000億円の積み増し分のうち、都道府県への交付額の算定にあたっては、500億円分を介護職員数等の客観指標に応じて配分することとしており、下記の事業を含め、これらの分野における積極的な活用を図られたい。  
なお、500億円分は積み増し分を交付する上で用いた算定方法であり、これらの分野における上限値や目標値ではないことを申し添える。
- また、緊急雇用創出事業は、地域の実情に応じて実施するものであり、以下の事業を地域の実情に応じてアレンジしたり、地域のニーズに応じて、介護・福祉分野に係る別の事業を実施することも可能である。

##### イ 具体的な事業内容について

- 緊急雇用創出事業の拡充に伴い、介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員(以下「介護職員等」という。)の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業(以下「本事業」という。)を、緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
- 具体的な本事業の内容としては、  
事業例1 介護サービス事業所又は施設(以下「事業所等」という。)が、現に雇用する介護職員等(以下「現任介護職員等」という。)の資質向上を図るため、当該現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用する事業  
事業例2 外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要な代替職員を雇用する事業

事業例3 インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合等に必要な代替職員を雇用する事業等を想定している。

- 事業例1にいう研修等について、具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において必要であると認める研修等とされたい。  
また、研修等は事業所等を離れて行うものに限らず、事業所等内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技指導形式等いずれによることも可能であると考え。  
なお、研修等の実施主体は事業所等の外部機関である必要はなく、事業所等自らが実施する（又は外部に委託して行う）研修等でも可能である。
- 本事業により雇用する代替職員の雇用期間については、実質的には1年間の期間が限度となる（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため。）。
- 本事業により雇用する代替職員の勤務時間については、現任介護職員等が研修に参加する（講師に従事する）時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいと考えている。
- 都道府県におかれては、将来の高齢者人口の増加を見据えた介護人材の育成・確保をより一層図る観点からも、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ積極的な活用をされたい。  
また、管内の事業所又は施設に対して、
  - ・ 本事業を活用することにより事業所等の介護職員等に対し研修の機会をより一層確保できること
  - ・ 事業所等の介護職員等の資質向上は、サービスの質の向上につながるものであること
  - ・ 本事業において雇用した代替職員は将来の介護サービスの担い手たりうる者であること等を広く周知し、本事業の積極的な活用を促されたい。
- 以下に、本事業におけるQ&A（案）を示すので、都道府県におかれては参考とされたい。

現任介護職員等の研修支援事業におけるQ & A (老健局振興課作成)

※ 緊急雇用創出事業に関しては、「緊急雇用創出事業の実施について」(平成21年1月30日厚生労働省職業安定局長通知)(以下「通知」という。)及び「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に関するQ & A」(以下「緊急雇用創出事業等Q & A」という。)も併せて参照されたい。(通知及び緊急雇用創出事業等Q & Aについては都道府県労働部局に配布済み)

※ なお、本Q & Aは現時点における考え方を示したものであり、今後内容に変更が生じることもあり得る。

○ 研修の内容等について

(問1) 事業例1にいう「研修等」とはどのような研修を指すのか。

(答) 対象となる研修等について具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において適当と認める研修等とされたい。なお、例えば次のような研修等を想定している。

- ・ 介護職員基礎研修、訪問介護員研修(1級課程・2級課程)
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修
- ・ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ・ 介護支援専門員研修
- ・ サービス提供責任者実務者研修
- ・ 都道府県又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ・ その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修等

(問2) 事業例2には、事業所等で新規に雇用した介護職員等に係る教育担当者を当該事業所等の現任介護職員等より任命し、OJTを行う場合も含まれると解して良いか。

(答) 事業例2における「講師等」には、OJTを行う教育担当者は含まれないものとする。

(問3) 事業例3では、外国人介護福祉士候補者について外部の日本語研修等を受講させた場合の代替要員を確保する事業が例示されているが、事業所等の職員を教育担当者とした場合の代替要員を確保する事業は対象とならないのか。

(答) 事業所等の職員が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合であって、当該職員の代替職員を確保する場合には対象として差し支えないものとする。

なお、この場合、本事業により雇用できる代替職員の人数は、当該教育担当者の勤務時間数と同等の勤務時間数を確保するために必要な人数が上限となる。

(例) 教育担当者が週40時間勤務する場合の代替職員の人数の上限

- ・ 週40時間勤務する代替職員を1人雇用 → 可
- ・ 週20時間勤務する代替職員を2人雇用 → 可
- ・ 週30時間勤務する代替職員を1人と週10時間勤務する代替職員1人の合計2人を雇用 → 可

#### ○ 事業の実施について

(問4) 本事業と介護職員処遇改善交付金との関係はどうか。

(答) 本事業は現に介護に従事する職員が研修を受講するにあたって、研修受講中は介護における労働力が低下することから、代替職員によりその補填を行うことを目的としているものであり、介護処遇改善交付金とはその目的・趣旨が異なる。したがって、研修受講者及び代替職員に対する賃金等の一部を介護職員処遇改善交付金から支出することも可能である。

#### ○ 代替職員について

※ 緊急雇用創出事業等Q&Aの19～25も併せて参照されたい。

(問5) 本事業に係る事業経費の水準はどの程度か。

(答) 本事業における事業経費については、代替職員の雇用形態、各地域の賃金相場や雇用情勢により各都道府県において必要とされる経費は様々であると考えられる。また、緊急雇用創出事業においては、都道府県の事業全体の事業費のうち人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担を含む)の占める割合が概ね70%以上であることとされていることも併せて考慮し、各都道府県において適切な設定をされたい。なお、都道府県は自らの財源により、事業の上積みをする事及び事業を受託した法人が事業費以外の財源を当該代替職員の人件費に充てることも可能である。

(問6) 代替職員の対象は介護職員のみか。

(答) 基本的には、介護職員(訪問介護員等)を念頭に置いているが、地域の実情を踏まえ適切に判断されたい。ただし、介護施設等に従事する事務職員については本事業の対象職種とはならないものとする。

(問7) 代替職員の募集方法について。

(答) 受託事業者が、ハローワーク等に登録をするほか、人材派遣会社を活用す



るなど様々な方法が考えられる。また、都道府県のホームページ等で随時情報提供をされたい。

(問8) 代替職員の勤務日は現任介護職員等の研修参加日に限られるのか。

(答) 代替職員の勤務日が現任介護職員等の研修日である必要はない。

(問9) 代替職員は、研修に参加する現任介護職員等1人につき1人か。

(答) そのようなことはなく、例えば次のような雇用が可能である。

(例) 事業所が作成した研修計画において、

職員A 週3時間研修

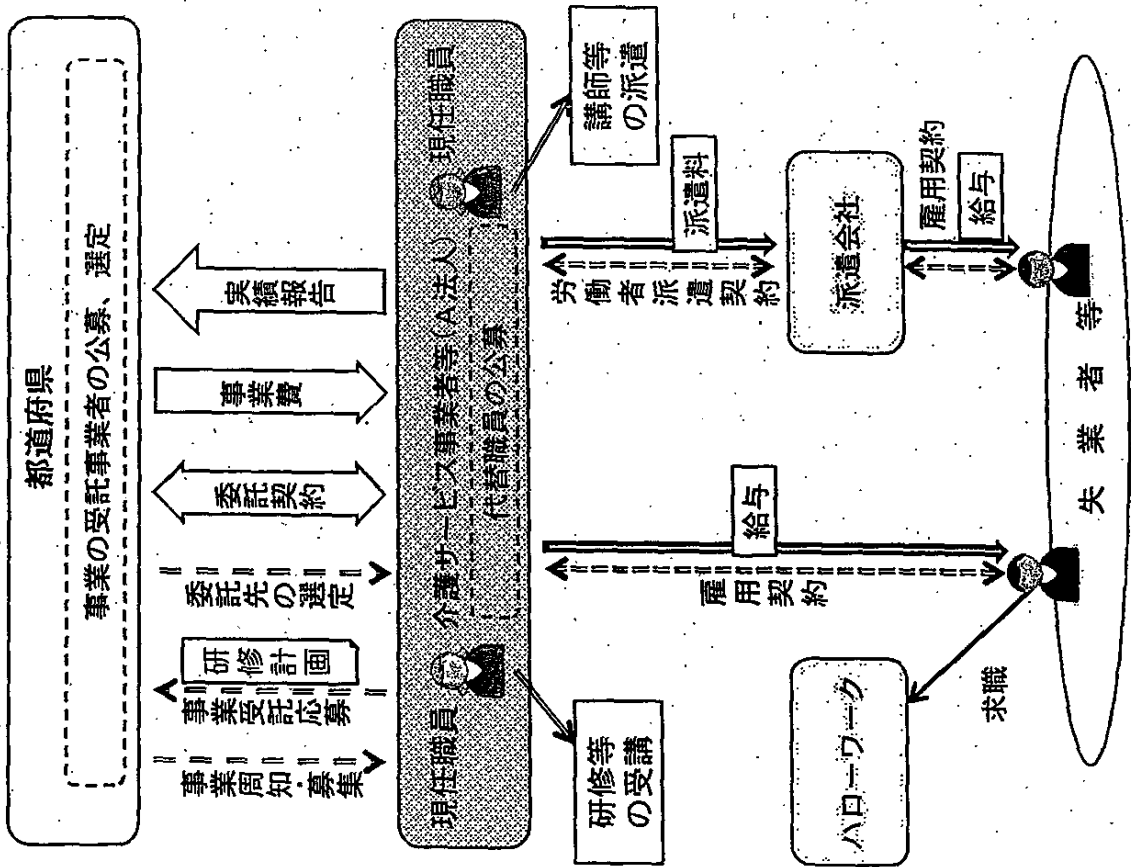
職員B 週3時間研修

職員C 週4時間研修 研修時間の合計=週10時間

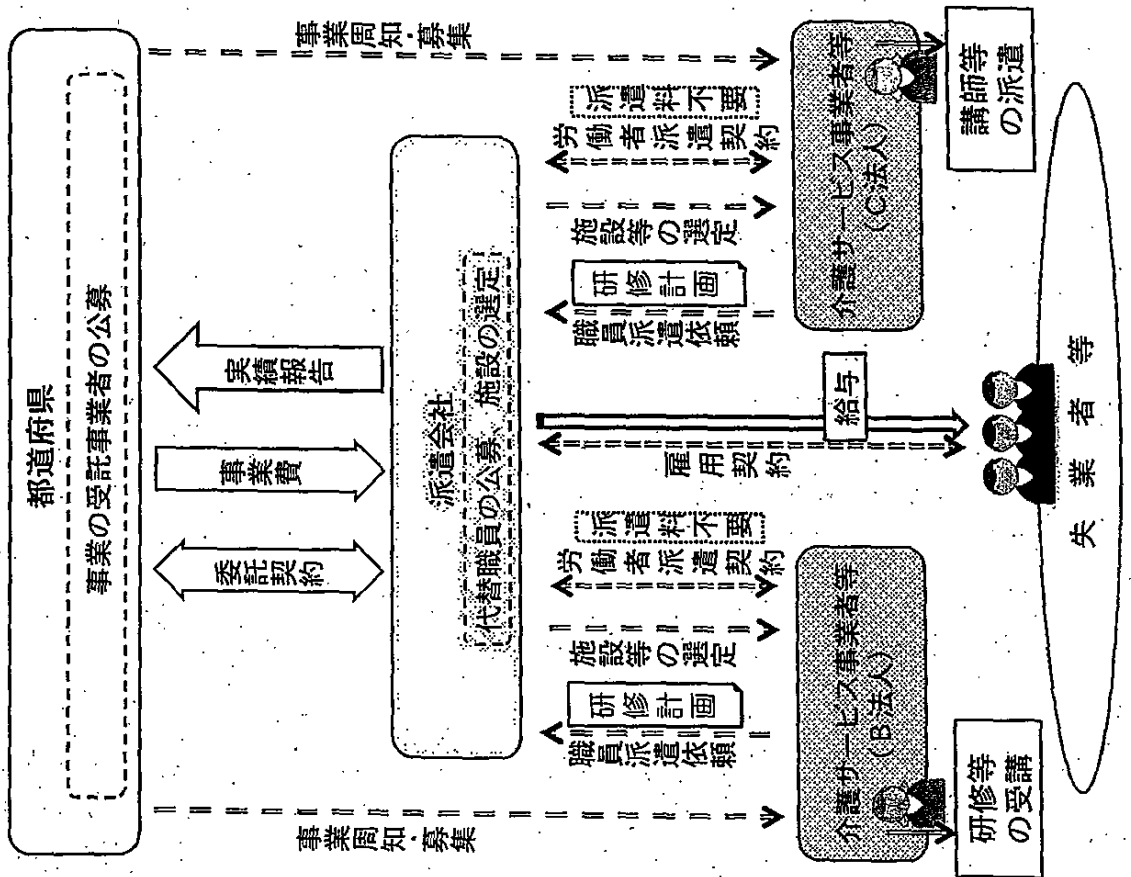
現任介護職員等が研修に参加する(講師に従事する)時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいことから、週40時間勤務の代替職員D(複数名の場合はそれぞれの代替職員の勤務時間の合計が週40時間)の雇用が可能である。

# 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業の流れ (例)

## 1. 個々の介護サービス事業者等に事業委託をすること(原則) (委託先が複数になることが原則)



## 2. 派遣会社に事業委託するケース (一般的には委託先は地域ごとに一業者になると思われる)



これらは事業のスキームの例示であり、他の形態で事業を行うことは差し支えない。

## (2) 新規介護職員の養成について

### 社会福祉施設等における職業訓練について

- 介護職員等の確保を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう、今般の経済対策で創設される予定の緊急人材育成・就職支援基金に基づく事業として、民間教育訓練機関等による介護ヘルパー2級や介護職員基礎研修などの資格取得を目指す訓練に加え、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。

社会福祉施設等における職業訓練は、当該基金のうち、新規成長・雇用吸収の見込める福祉分野で求められる基本能力習得のために訓練を実施するもの。

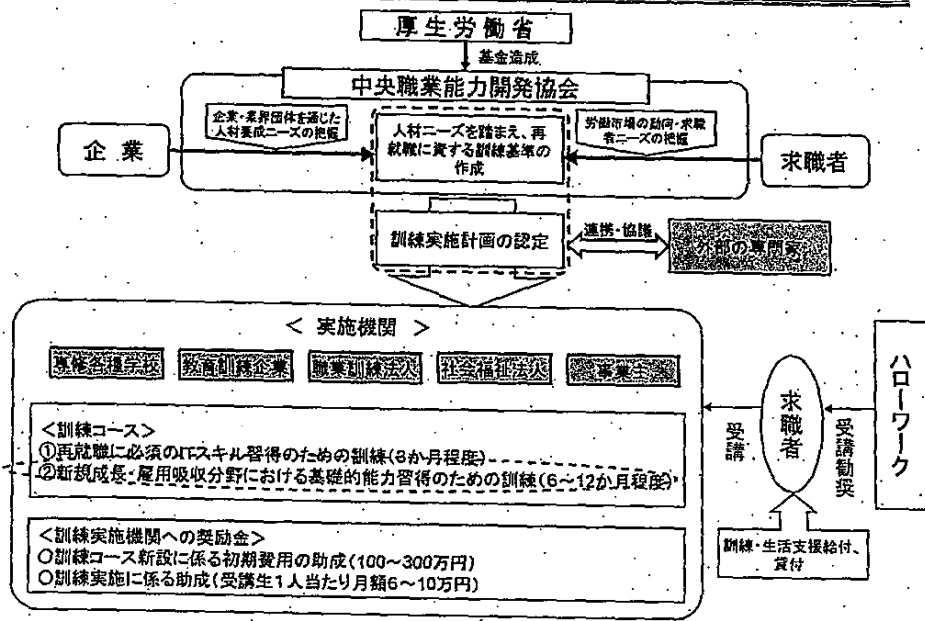
- 緊急人材育成・就職支援基金事業のスキームは下図のとおりとなっている。当事業は緊急人材育成支援事業として実施され、基金は中央職業能力開発協会に創設される。基金による職業訓練は、同協会が策定する訓練基準に基づき、これに適合する場合、基金訓練として認定され、当該職業訓練を行った場合に訓練奨励金が支給される仕組みとなっている。

### 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要 7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



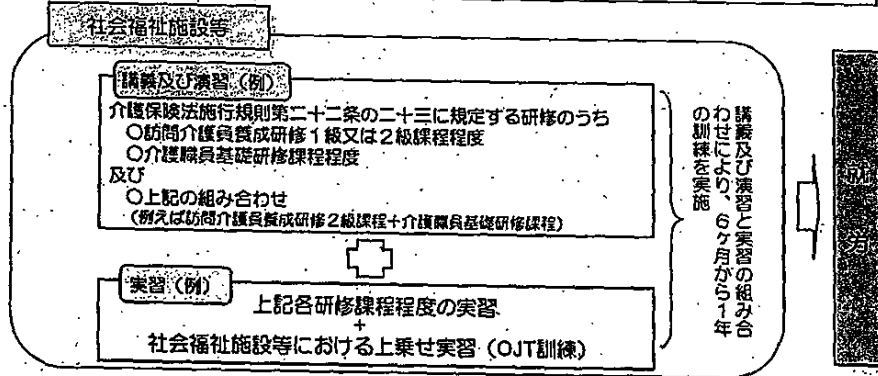
★ 緊急人材育成支援事業の概要



- 実際にどのような訓練を実施するかについては、座学や、座学と実習を組み合わせたもの、事業所における実習など、より実践的な能力を習得することができるような内容とする予定である。

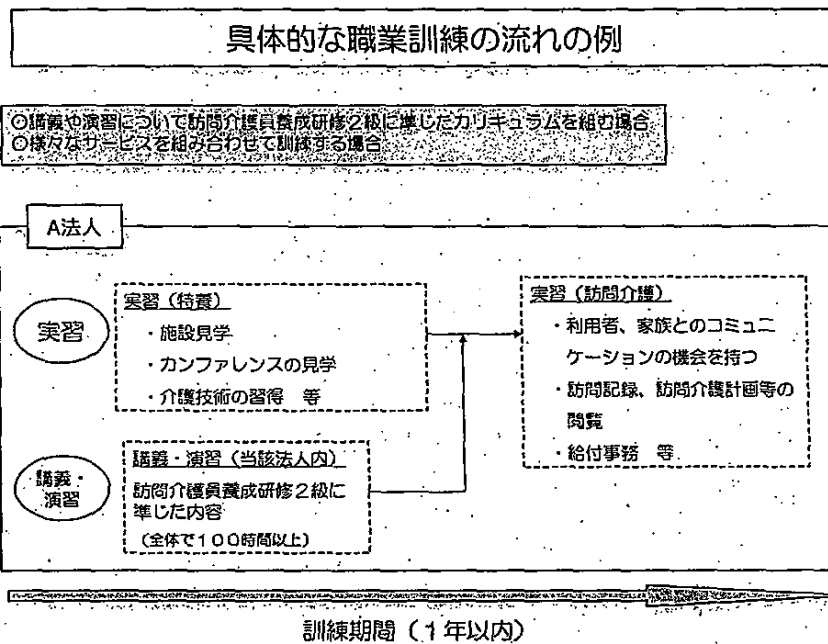
社会福祉施設等で行う職業訓練のイメージ (素案)

○職業訓練後の就労の継続性を高めるため、現行の介護職員の研修レベルの講義・演習と、比較的長期の社会福祉施設等における実習を受講することにより、介護職員としての即戦力を養成する内容とすることが望ましい。



○職業訓練コーディネーター機関が基準に基づき社会福祉施設等を選定  
 ○介護保険法に基づく都道府県知事による指定(介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づく指定) ※新たに研修実施機関として指定する必要がある場合

上図は、座学と実習を組み合わせたもののイメージで、介護保険法施行規則第22条の27に規定する介護職員基礎研修課程、又は訪問介護員養成研修1級あるいは2級の実習に係るカリキュラムに加え、介護保険法等に係る給付管理事務や送迎等、社会福祉施設等の創意工夫によるOJT訓練を実施することを想定したものであるが、あくまで一例であり、今後作成される実施要綱に定められた基準に沿ってカリキュラムを設定する必要がある。



上図についても、訓練実施機関が同一法人内で、座学と実習を組み合わせて実施することをイメージしたものであり、これに限ったものではない。

訓練の全体像については、訓練実施機関が、本事業に係るコーディネート機関（中央職業能力開発協会の予定）の助言・援助のもと、適切な訓練コースを設定することを予定している。

- なお、座学や実習を組み合わせる行うことが困難な場合には、複数の実施機関が共同で訓練コースを設定していくこと等も想定している。
- 中央職業能力開発協会は、本事業の訓練が求職者の再就職に真に資するものとして設定、実施されるよう、今後、訓練が満たすべき基準を策定し、公表することとなっている。

- なお、施設で受け入れる訓練人員については、小規模な社会福祉施設等においても実施可能となるように、例えば、事業所における訓練のみを行う場合は1人からでも実施可能となるように配慮する予定である。
  
- 具体的な訓練期間や訓練人員、訓練実施機関に支給される奨励金等事業の詳細については、今後職業能力開発局より発出される通知等を参照されたい。なお、通知が発出された際には、老健局からも各都道府県の福祉担当部局へ情報提供を行う予定であり、本事業の積極的な活用を図るよう、福祉関係事業所及び管内市町村へ周知願いたい。

# 地域相談体制の強化関係

#### 4 地域相談体制の強化

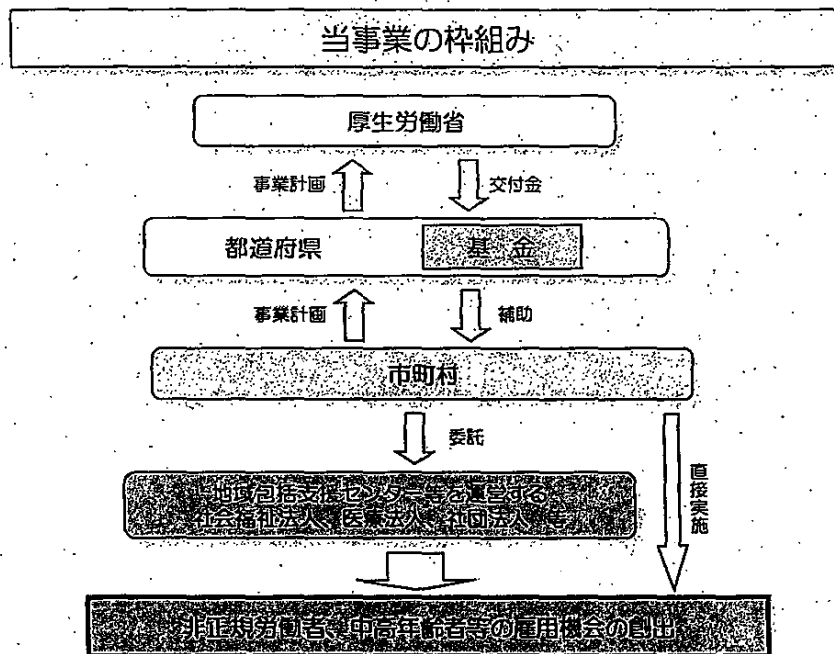
##### 地域包括支援センター等における業務補助等を行う事業について

- 高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等（以下「地域包括支援センター等」という。）に相談支援の専門職のバックアップを行う事務職員等を雇用する事業（以下「本事業」という。）を緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
  - 地域包括支援センター等に配置されている専門職（ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が、本来の相談支援業務に集中できる環境を作るため、利用者に関する情報整理等、専門職の業務を軽減するための事務や、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方を適切な支援へつなげる業務等を行う職員を配置する事業である。
  - 業務の例示
    - ・利用者に関する情報の整理
    - ・連絡会議等の開催のための関係者との連絡調整
    - ・認知症の方に対する適切な支援へつなげるための業務 等
  - 職員配置の例示
    - ・事務職員
    - ・認知症サポーター研修修了者など認知症の方への一定程度の理解がある者
    - ・介護予防のケアプラン作成担当者などが考えられる。
- ※ なお、これらの業務等については、例示として挙げたものであり、地域の実情に応じた職員を配置することができる。
- 本事業は、地域包括支援センター等の実施主体である市町村が実施することを想定しているが、地域包括支援センター等の委託先に本事業の実施を委託することもできる。
  - また、地域包括支援センターには、ブランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつな



ぐための「窓口」) やサブセンター (市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させ、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態) も含まれる。

- 本事業により雇用する職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる。(緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため)
- 雇用期間終了後、引き続き雇用を継続する場合は、地域支援事業交付金等の別財源を活用されるようお願いしたい。
- 都道府県におかれては、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ、管内の市町村に積極的な活用を促されたい。
- 当事業のスキームは下図のとおりになっている。



その他

## 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号） の施行について

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）については、平成20年5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、同月28日に公布された。
- 同法の施行日については、平成21年1月23日に閣議決定された「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成21年政令第9号）において、平成21年5月1日と定められたところである。
- 同法においては、
  - ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容
  - ・ いわゆる連座制が適用されない場合
  - ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消 処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義等について厚生労働省令で定めることとしているが、具体的な内容については以下のとおりである。

### 【省令の概要】

#### (1) 業務管理体制の整備

##### ① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとして  
いるところ、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数により事業者の  
規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の 事業所・施設数 の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責 任者の選任	業務が法令に適合す ることを確保するた めの規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

\*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

## ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

業務管理体制の整備をした事業者は、遅滞なく整備した事項を届け出なければならぬものとする。なお、経過措置として施行後6月を経過するまでの間における業務管理体制の届出は、平成21年10月31日までに行うこととしている。

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

\*届けた事項に変更があったときは、介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出べき者及び変更前の区分により届け出べき者の双方に届け出なければならないこととする。

## (2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

### ① 法第70条第2項第6号、第6号の2等関係

今般の法改正では、法第70条第2項第6号及び同項第6号の2等において、いわゆる連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消の処分の理由となった事実等を考慮し、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合については、連座制を適用しないこととしたと

ころ、その要件について、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

② 法第70条第2項第6号の3等関係

法第70条第2項第6号の3等に規定する、指定等に係る欠格事由である「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」について、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定する。

また、①と同じく、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

\* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

\* 1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第70条第2項第7号等関係

法第70条第2項第7号の2等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第76条第1項等の規定による検査日から10日以内にその検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

\*既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行では、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、今般の法改正に伴い、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者等の名称等、事業所等の名称及び所在地、指定等の年月日等、サービスの種類を公示することとする。

\*介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

○ 介護サービス事業者等への周知

これまで、法改正の周知用のパンフレットや業務管理体制に関する届出様式例等について各都道府県、政令市及び中核市や関係団体にお示しするとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>)にも掲載しているところである。

各自治体においては、10月末までに各事業者から確実に所要の届出がなされるよう、例えば、

- ・ 平成21年度補正予算案の事業者説明会や集団指導等の機会を捉え、関係資料を配付する
  - ・ 自治体のホームページなど事業者が閲覧する機会の多いホームページに係る情報を掲載する
  - ・ 自治体の介護保険担当部局の窓口にパンフレットを備え置く
- 等の取組みを行い、管下の介護サービス事業者等に対し、業務管理体制にかかる届出が進むようご協力を願いたい。

○ 介護保険事業者管理システムについて

本システムは、介護保険事業者に係る指定取消等の情報を都道府県間で共有し、介護保険事業者指定事務の円滑実施に資することを目的に、平成18年度から運用されており、平成21年度において、今般の法改正等に対応した一部改修を予定している。

指定が取り消された事業者の情報は、介護保険事業者指定事務の適正な実施のため、都道府県間で円滑かつ速やかに共有する必要があることから、本システムの積極的な活用を今後ともお願いしたい。

# 平成21年5月1日から 介護保険法が変わります

介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービスの確保を行うことができるよう、介護保険法等が改正されました。

## 1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。

○ 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定又は許可を受けている事業所等の数(みなし事業所を除く)		

※同一事業所が、例えば訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

○ 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区 分	届 出 先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※①については、事業所等の所在地により届出先はつぎのようになります。

- ・ 1つの地方厚生局の管轄区域にある場合 → 当該地方厚生局長
- ・ 2つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 事業所等の数が多い地域を管轄する地方厚生局長
- ・ 3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 厚生労働大臣(老健局介護保険指導室)

地方厚生局の管轄区域や届出先については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

○ 届出は体制を整備した後、速やかに行っていただく必要がありますが、平成21年10月31日までの間は、同日までの届出でかまいません。



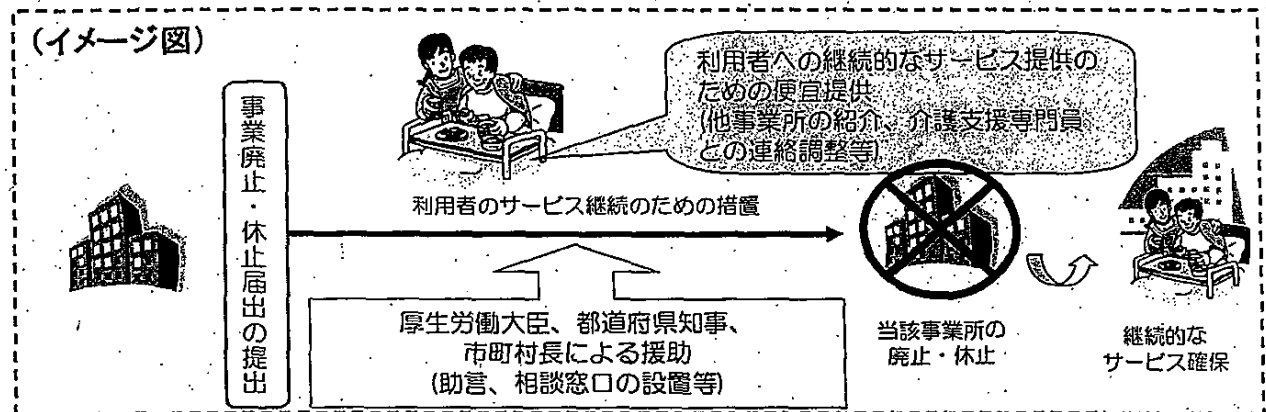
## 2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

## 3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)



## 4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。
- ③ 連座制の適用範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系(例：訪問介護)と居住系(例：特定施設入居者生活介護)に分かれました。

厚生労働省老健局  
総務課介護保険指導室・振興課



「生活・介護支援サポーター養成支援事業」等について

1 「生活・介護支援サポーター養成支援事業」について

今年度より創設する標記事業について、別添1(案)のとおり実施要綱(案)を添付いたしますので、各都道府県市におかれましては、市町村等に周知の上、その積極的な活用方よろしくお願いいたします。

2 「介護サービス適正実施指導事業(地域包括支援センター職員研修事業)」について

標記事業については、平成20年10月16日付事務連絡(別添2)により、地域包括支援センターに関わる職員その他、在宅介護支援センター等が実施するランチ及びサブセンターの職員等も受講対象としているので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

(別添1)

(案)

老 発 第            号  
平 成   年   月   日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長

生活・介護支援サポーター養成事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の積極的な実施に努められるよう特段の御配意をお願いするとともに、貴管内市町村等に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

## 別 紙

### 生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱

#### 1 目 的

本事業は、地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。ただし、市町村は事業の全部又は一部を地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体に委託することができる。

#### 3 事業内容

##### (1) 生活・介護支援サポーター養成研修の実施

(ア) 市民向けに、養成研修（概ね20時間程度の講義及び実習）を行い、一定の福祉、介護に関する知識や技術をもった高齢者への生活・介護支援サービスを行うための担い手を養成する。

次に掲げる基本カリキュラムはあくまでも例示であり、1に掲げる目的に則した内容であれば、地域の実情を勘案し、創意工夫を活かした多様な研修内容とすることとして差し支えない。

なお、地域の状況、及び研修の参加者に応じて、必要なカリキュラムを追加して実施しても差し支えない。

基本カリキュラム名	具体的な研修内容の例
地域の資源とニーズを探す	高齢者福祉施策、障害者福祉施策、児童福祉施策の概要等について学び、地域で活用できる公的資源や、さらには公的制度でカバーしきれないニーズに対応する生活支援サービスの意義と必要性を知る。
あなたの経験や才能を再発見	参加者がどのような知識や経験を有しているのかを振り返るとともに、今後、やりたいことを考えることにより、周りの人に何ができるのかを明らかにしていく。

地域でサポートするときの 人との関わりかた	訪問・退出時のあいさつ、移動における声かけ、 依頼の断り方などについて、親密さと無礼の境目 に留意しながら利用者の立場に立った基本的態度 を学ぶ。
コミュニケーションの コツを知ろう	コミュニケーションを取りにくい人へのアプロ ーチを身につける。
活動オリエンテーションで 地域の活動を知ろう	地域の活動団体での実習。

(イ) 研修の実施体制

研修の実施にあたっては、活動組織（地域のボランティア団体、NPO等）、  
活動支援組織（ボランティアセンター、社協等）、相談支援機関等、地域の多  
様な組織が協働して実施すること。

(ウ) 研修の方法

演習を重視し、講義と演習を一体的に実施し、さらに活動現場での実習を  
行うことで、自ら体験し考えることにより理解を深め、実践力を身につける  
よう工夫すること。

(エ) 研修修了証を発行し、研修修了者の記録をすること。

(2) 高齢者の生活を支えるシステムの構築

市町村は、生活・介護支援サービスの実践につながるように、修了者に対し  
て次のような継続的な支援を実施すること。

(ア) 研修修了者の希望に合った活動、関心を持てる活動を紹介する。

(イ) 修了者で新たな活動グループを立ち上げる場合にはその支援を行う。

(ウ) 活動参加後もアドバイスや活動についての相談など継続的な支援を行う。

(3) 生活・介護支援サービスの活動の支援にあたっては、地域支援事業交付金の  
任意事業、保健福祉事業を積極的に活用すること。

#### 4 留意事項

本事業の実施にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 地域住民へ広く周知をするよう努めること。
- (2) 市区町村内の生活・介護支援サービス関係者の連携体制が作られるよう支援すること。
- (3) 多くの市民に参加してもらうよう、働きかけを行うこと。
- (4) 研修修了者への活動紹介の例として、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)に定める「安心生活創造事業」において実施するサービスが考えられること。

(別添2)

平成20年10月16日

事 務 連 絡

各 都道府県 地域包括支援センター職員研修担当者 御中  
指定都市

厚生労働省老健局振興課

介護サービス適正実施指導事業（地域包括支援センター職員研修事業）に係る照会  
について

平素、介護保険制度及び地域包括支援センターの円滑な運営にご協力いただき、  
ありがとうございます。

地域包括支援センター職員研修事業については、介護サービス適正実施指導事業  
（平成12年5月1日老発第473号）により実施されているところであり、都道  
府県・指定都市におかれましては、地域包括支援センター職員が、業務を行う上で  
必要な知識の習得、技術の向上を図る観点から積極的に取り組んでいただいている  
ところですが、今般、当事業の受講対象者について照会がありましたので、下記の  
通り情報提供いたします。

問 地域包括支援センター職員研修事業の受講対象者に、ランチ及びサブセン  
ターの職員は含まれるのか。

(回答)

受講対象者は、地域包括支援センターに関わる職員が当研修を受講すること  
により総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務が効果的に実施され  
ることが期待されることから、在宅介護支援センター等が実施するランチ及び  
サブセンターの職員、その他都道府県・指定都市が適当と認める者が受講するこ  
とは差し支えない。

## 介護基盤の緊急整備等について

平成 21 年 5 月 28 日  
全国介護保険担当課長会議資料  
老 健 局 計 画 課

### 1. 介護基盤の緊急整備等の趣旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていること、また、特別養護老人ホームの入所申込者が多数に上ることや、群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災事故の背景として施設の整備が不十分であることがある、との指摘があること等を踏まえ、本年 4 月 10 日に政府・与党で取りまとめられた「経済危機対策」において、「成長戦略－未来への投資」の一環として、「介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の 3 年間拡大」が盛り込まれたところである。

これを受け、今般の補正予算においては、「未来への投資」として、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成 23 年度までの緊急整備を推進するため、施設整備費に対する市町村交付金の拡充をはじめとして、各種の事業を実施することとする。

今回の緊急整備においては、4. に示すとおり、全国ベースで平成 23 年度までに、約 16 万人分(第 4 期計画約 12 万人分に 1 年分を上乗せしたもの)の介護施設・地域介護拠点の整備を目標としている。各都道府県・市町村におかれては、第 4 期介護保険事業計画(以下、単に「第 4 期計画」という。)を策定されたところであるが、上記経緯・趣旨を踏まえていただき、各地域における第 5 期以降の介護施設・地域介護拠点のニーズを見通した上で、この整備目標を踏まえた積極的な整備に取り組まれるようお願いする。

### 2. 各事業の概要

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業 約 2,212 億円

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスに係る既存の市町村交付金(ハード交付金)を拡充し、小規模(定員 29 人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護拠点等を緊急に整備する。

#### ※ 対象施設の考え方

市町村交付金の対象施設等のうち、施設・居住系サービスである特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及びケアハウスのほか、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の居宅における生活継続支援を主眼とした小規模多機能型居宅介護事業所について交付単価の拡充の対象とする。



なお、定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設及びケアハウスについては、都道府県等の施設整備費補助に対する地方財政措置の拡充により整備を支援することとしている。

各都道府県・市町村におかれては、地域の実情・ニーズに応じて広域型・地域密着型の各サービスについて判断・選択の上、1.の趣旨を踏まえ積極的に整備を進めていただきたい。

**【緊急整備に伴う都道府県及び市町村の負担分について】**

今回の緊急整備に伴い地方自治体が行う施設整備費補助による負担については、内閣府が本補正予算案において創設することとしている「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を充当することにより軽減されるよう措置されているところである。

したがって、各都道府県及び市町村におかれては、介護拠点整備を緊急に推進する観点から事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、今回の措置に伴い現行の補助制度・金額を切り下げることなく、少なくとも現状を維持していただきたい。

- (2)施設開設準備経費助成特別対策事業 約 673 億円  
特別養護老人ホーム等の整備促進のため、地域住民との連絡会等の開催経費や施設の広報経費等の施設開設に要する経費、開所前の訓練期間における職員の雇い上げ経費に対する助成を行う。
- (3)定期借地権利用による整備促進特別対策事業 約 125 億円  
大都市部等において土地の取得が困難な状況に対応し、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金に対する助成を行う。
- ※ このほか、独立行政法人福祉医療機構による融資につき、融資率の拡大(90%に拡大)及び貸付利率の引下げ(当初5年間財投金利▲0.5%)を行う。
- ※ 上記(2)及び(3)の事業については、既存の市町村交付金の対象である小規模特別養護老人ホーム等だけでなく、都道府県による施設整備費補助の対象である広域型の施設等も対象とするものであるため、これらの施設等についても積極的な活用を図られたい。

- (4) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 約 283 億円  
 消防法施行令の改正により本年 4 月 1 日からスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置費用に対する助成を行う。

### 3. 実施方法

各都道府県において基金を造成して実施する。

具体的な基金と各事業との対応関係としては、上述 2. の(1)介護基盤の緊急整備特別対策事業及び(4)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)」により、(2)施設開設準備経費助成特別対策事業及び(3)定期借地権利用による整備促進特別対策事業については、介護職員の処遇改善に対する支援と合わせ、「介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)」により、それぞれ実施するものとする。

事項	事業内容	補正予算額	【都道府県に設置する基金】
介護拠点等の緊急整備等	(1) 介護基盤の緊急整備等 ・施設整備交付金(ハード交付金)の拡充 ・スプリンクラー整備に対する支援	2,495億円	介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称) (2,495億円)
	(2) 施設の開設準備経費等についての支援 ・特養等の開設準備経費の助成 ・定期借地権の一時金に対する助成	799億円	
介護職員処遇改善交付金(仮称)	介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成	3,975億円	介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称) (4,773億円)

※1 四捨五入により合計において一致しない場合がある。

※2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)は、投資的経費(建設国債対象経費)であり、介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)は、その他の経費である。

### 4. 介護基盤の緊急整備等による整備量の目標

全国において第 4 期計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスの整備量の合計が約 12 万人分であるところ、第 4 期計画期間中において、さらに 1 年分、約 4 万人分の上乗せを行い、3 年間で合計 16 万人分を目標として整備を推進する。

## 5. 第4期介護保険事業計画との関係

### (1) 基本的な考え方

今回の介護拠点等の緊急整備は、経済危機対策の一環として行うものである。すなわち、緊急的な経済・雇用対策であるとともに、「成長戦略—未来への投資」として、第5期計画期間(平成24～26年度)以降の将来において必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めていただくものである。従って、先取り部分は、第4期計画において既に整備が予定されているものとは別の、今回の経済危機対策により「未来への投資」として位置付けられたものである。

また、実際に各地方自治体において第4期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定され、具体的にどの程度第4期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられる。

以上のようなことから、各都道府県及び市町村の第4期計画を上回る部分については、同計画とは「別枠」の扱いとして整備を進めていただくこととしたい。

### (2) 具体的な実施方法

このため、各地方自治体においては、既に策定されている第4期計画を変更する必要はない(ただし、地方自治体独自の判断により第4期計画を変更して対応されることを否定するものではない。)

造成した基金に対し今回の補正予算の交付を受けるに際しては、各都道府県において、第4期計画とは別途、「事業実施計画」を、各市町村と調整の上、作成していただくこととしたい。

### (3) 第4期計画の基本指針及び参酌標準との関係

第4期計画の基本指針や、そこにおいて示している参酌標準については、今回の事業があくまで現下の経済情勢に対応した緊急的・例外的な措置であることから、変更しないこととする。

また、平成26年度の目標値と、今回の事業による緊急整備との関係については以下のとおり。

#### ① 施設・居住系サービスの利用者の割合に係る目標値(37%の参酌標準)との関係について

いわゆる37%の参酌標準は、各地方自治体において第4期計画を定める際の平成26年度における目標として示しているものである。

このように37%の参酌標準はあくまで目標であること、また、今回の緊急整備は、第5期以降の将来の各地域のニーズを見通して、実施していただくものであること

から、第 4 期計画策定に当たっての 37%の参酌標準との関係に縛られるものではない。

なお、今国会において高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部が改正され、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県の住宅部局と福祉部局の連携・共同による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定や、介護サービスが一体的に提供される高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の供給の促進等の措置を講ずることとされたところである。同法において推進している介護サービスが一体的に提供される高優賃や介護機能を備えた有料老人ホーム等については今回の緊急整備における支援対象としていないが、これらは、地域における施設等介護に対するニーズの受け皿の一端を担うものであることから、各地方自治体において、特定施設入居者生活介護の指定を前提として、これらの整備を緊急に推進する場合は、第 4 期計画を上回る部分について、支援対象の施設等と同様に別枠扱いをすることもあるものと考えている。

#### ② ユニット型施設割合の目標値との関係について

現状において、例えば特別養護老人ホームにおいては、ユニット型居室の定員数が 2 割程度であり、従来型多床室が約 7 割を占めていることに鑑み、将来のストックの在り方を見据え、高齢者の選択を可能にする等の観点から、第 4 期計画に係る基本指針においては、平成 26 年度におけるユニット型施設の割合を介護保険施設等全体の 50%以上等とする目標値を示しているところである。

一方、施設の整備に当たっては、地域の実情に応じて進めていただくこととしており、今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている。

#### (4) 必要入所(利用)定員総数に基づく指定拒否との関係

今回の緊急整備においては、上述のとおり、第 4 期計画を見直すことは要さないことから、各都道府県及び市町村においては、必然的に第 4 期計画上の必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行っていただくこととなるが、老人福祉法上の認可拒否及び介護保険法上の指定(老健施設にあっては許可)拒否については、条文上「しないことができる」という規定であることから、このように必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行うことも都道府県又は市町村の判断により可能であるのでご承知おきいただきたい。

(参考) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)(抄)

第15条 (略)

2~5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(定義略)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになるか認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

当然、各都道府県及び市町村において「計画の達成に支障を生ずる恐れがある」と認められれば、特別養護老人ホーム等の認可又は指定を拒否できるが、少なくとも、基金造成の際に策定していただく「事業実施計画」において見込んだ整備量の範囲内であるにもかかわらず認可又は指定の拒否が行われることは望ましくないため、このような観点を踏まえ、認可・指定事務の適正な執行をお願いしたい。

#### (5) 経営効率に配慮した整備について

特別養護老人ホームの整備については、本年 2 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう」周知させていただいたところであるが、今回の緊急整備に当たって特別養護老人ホームを整備する場合には、この趣旨を踏まえ、既存の特別養護老人ホームの増床による対応について、積極的に検討されたい。

#### (6) 保険料への影響について

(1) のとおり、実際に各地方自治体において第 4 期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定されるため、具体的にどの程度第 4 期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられるが、仮に第 4 期計画期間中において給付費増が生じた場合には、各市町村は、当面、必要に応じ都道府県の財政安定化基金から借り入れて対応していただくこととなる。

## 介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について

## (1) 処遇改善計画書について（案）

介護職員処遇改善交付金による助成を受けようとする事業者は、助成申請にあたり処遇改善計画書を都道府県に提出することとされているが、その取扱い等について、現時点での（案）をお示しするので、都道府県におかれては参考とされたい。

なお、ここにお示した（案）については、今後の変更があり得るものであり、詳細が確定次第、各都道府県あて送付することとしている。

### 基本的事項

#### ① 処遇改善計画書の構成

処遇改善計画書は「賃金改善について」と「賃金改善以外の処遇改善について」により構成されるものとする。

#### ② 介護職員（訪問介護員等含む。以下同じ。）への周知

助成申請を行う事業者は処遇改善計画書をすべての職員が閲覧できるような場所に掲示する等の方法により、すべての職員に周知をした上で、都道府県に提出しなければならない。

#### ③ 処遇改善計画書の作成単位

処遇改善計画書の提出にあつては、原則として、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）ごとに当該事業所の所在地を管轄する都道府県あてに提出することとしている。

なお、処遇改善計画書を事業所等ごとに作成する必要はなく、事業者（法人）が一括で作成してもかまわない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能である。この場合においても提出は都道府県ごとに行うものとするが、事業所ごとに書類を作成する必要は必ずしもなく、処遇改善計画書に事業所等の一覧表を添付することでも足りるものとする。

### 賃金改善についての具体的な内容について

#### ① 処遇改善計画書における賃金改善についての記載事項

平成 21 年度の助成申請にかかる処遇改善計画書における「賃金改善について」は、次の事項を記載することを想定している。

ア 交付金の一月当たり交付見込額

イ 介護職員一人当たりの賃金改善見込額（月額）

ウ 賃金改善の方法（改善給与項目）

⇒改善しようとする給与項目（以下「改善給与項目」という。）及び当該改善の期間（以下「改善対象期間」という。）を具体的に記載する。

例）・ 基本給の増額（ベースアップ）

- ・ 各種手当の増額
  - ・ 手当の新設
  - ・ 夜勤手当の単価の割り増し
  - ・ 賞与又は一時金の新設 等
- エ 前年度の介護職員の常勤換算数（総数）
- オ 前年度の介護職員に対して支払った賃金等の総額
- ※具体的な計算方法等については検討中。

② 本交付金による賃金増加分の支払い方法について

支払い方法については、改善給与項目を明確に記載させるものとする。  
 なお、実際の支払いの時期については、月ごとに支払うことも一括して支払うことも可能とする。

③ 実績報告書について

平成 21 年度の助成にかかる実績報告書においては処遇改善計画書の作成単位ごとに次の事項を記載することを想定している。

- ア 助成を受けた交付金の総額
- イ 改善対象期間における介護職員の常勤換算数の総数
- ウ 改善対象期間に介護職員に対して支払った賃金等の総額
- エ 賃金改善に充当した交付金の総額
- オ 介護職員一人当たりの賃金改善額（月額）

※具体的な計算方法等については検討中。

なお、毎年度の実績報告を行う時点において、賃金改善に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合は、当該差額を都道府県に返還するものとする。

**賃金改善以外の処遇改善についての具体的な内容について**

① 賃金改善以外の処遇改善についての記載事項

賃金改善以外の処遇改善については次のような内容を記載することを想定しているが、具体的な記載内容は任意のものとする。なお、これらはいくまで例示であり、必ずしもこれに準ずる必要はない。

- ア 処遇全般について
  - ・ 賃金体系等の人事制度の整備
  - ・ 非正規職員から正規職員への転換
  - ・ 短時間正規職員制度の導入
  - ・ 昇給または昇格要件の明確化
  - ・ 休暇制度、労働時間等の改善
  - ・ 職員の増員による業務負担の軽減
- イ 教育・研修について



- ・ 人材育成環境の整備
- ・ 資格取得や能力向上のための措置
- ・ 能力向上が認められた職員への処遇・配置の反映

#### ウ 職場環境

- ・ 出産・子育て支援の強化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成
- ・ 健康診断・腰痛対策・こころの健康等の健康管理面の強化
- ・ 介護補助器具等の購入・整備等
- ・ 休憩室・談話室の確保等

#### エ その他の改善

※ 介護職員処遇改善交付金は、その使途を介護職員の賃金等にものみ限定しているため、これらの改善のための費用に充当することはできない。

### その他の取扱い

#### ① 処遇改善計画書の添付書類

処遇改善計画書には次の書類を添付しなければならない。

ア 労働基準法第 89 条に規定される就業規則等（作成義務のある事業所に限る。）。

また、就業規則等を改正した場合には、その都度改正後の就業規則等を当該改正の概要を付した上で、都道府県に提出しなければならない。

注）賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程を併せて提出

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

#### (2) 労働法規等の遵守状況について

○ 都道府県は、交付金の助成を受けていた事業所等が、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合、既に支給された一部又は全部の助成金の返還及び当該違反の状態が適正化されるまでの間の、助成金の支給停止を行うことができるものとする。

○ また、都道府県は本交付金を一つの契機として、助成を受けようとする者に対し労働基準監督署作成のパンフレットを配布する等の方法により、事業所における労働基準法等の遵守状況を改めて確認するよう促し、

より一層の介護労働者の労働条件の確保・改善を図られたい。

(3) キャリアパス要件について

- 介護職員の確保・定着をはかるためには、能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことが重要との指摘を受けているところである。
- 平成 22 年度以降の助成にあつては、基本的に平成 21 年度の取扱いに準拠することを想定しているが、キャリアパスに関する要件を満たしていない場合は助成額を減額することを予定している。
- その具体的な内容としては現在検討中であるが、例えば、
  - ア 介護職員についてどのようなポスト・仕事があり、そのポスト・仕事に就くために、どのような能力・資格・経験等が必要なのかを定め、
  - イ それに応じた給与水準を定めること等を要件とすることを考えている。
- 今後、多くの事業所がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着促進が図られることが重要と考えており、特別養護老人ホームや訪問介護など事業所等の特性に応じたモデルについて、事業者団体の協力を得ながら具体化していくことを予定している。

# ●高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

〈予算関連法律〉

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

## 背景

- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化されていない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

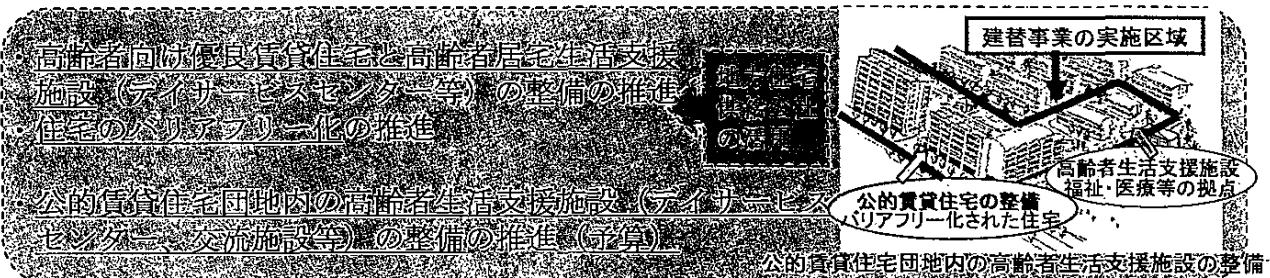
## 概要

### ○基本方針の拡充

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

### ○高齢者居住安定確保計画の策定

- ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定



### ○高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

#### ①整備・管理の弾力化

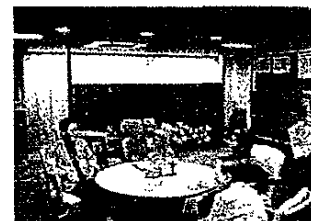
- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

#### ②高齢者生活支援施設への補助制度の創設(予算)

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活支援施設の整備の推進

#### ③税制優遇措置の拡充(税制)

- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充 等



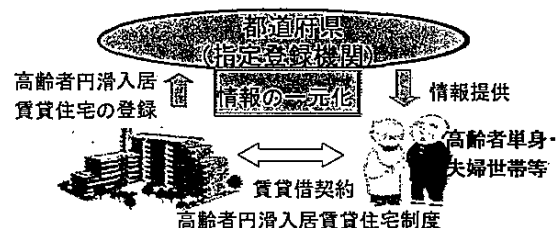
高齢者生活支援施設

### ○高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

#### ①登録基準の設定

- ・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

#### ②指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

# 高齢者の居住の安定確保に関する法律(概要)

## 基本方針

- ・国土交通大臣及び厚生労働大臣は、次の事項を定める基本方針を定めなければならない。
- ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項
- ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
- ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する基本的な事項 等

## 高齢者居住安定確保計画

- ・都道府県は、基本方針に基づき、次に掲げる事項を定める計画を定めることができる。
- ①高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- ②高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- ③高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 等

### 賃貸住宅施策

#### 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧

(高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の情報提供)

- 登録基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の構造及び設備 等
- 家賃の債務保証
- 報告徴収、基準適合指示

#### 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

(良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の供給促進)

- 認定基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の加齢対応構造、③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合 等
- 整備に要する費用、家賃の減額に要する費用の補助
- 高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけられた場合において地方住宅公社が委託により高齢者向け優良賃貸住宅及び合築した高齢者居宅生活支援施設の整備等を実施可能
- 報告徴収、改善命令 等

#### 終身建物賃貸借

(借家人が死亡した時に終了する借家契約)

- 認可基準 ①一定規模以上の床面積、②一定の加齢対応構造、③基本方針及び高齢者居住安定確保計画への適合 等
- 報告徴収、改善命令 等

### 持ち家施策

#### 住宅の加齢対応改良に対する支援措置

- リバースモーゲージによる住宅改良資金の貸し付けに係る債務保証
- 高齢者居住安定確保計画に位置づけられた場合において地方住宅供給公社が委託により住宅の加齢対応改良を実施可能

#### 高齢者居住支援センター

センターは次に掲げる業務を行う。

- ①高齢者円滑入居賃貸住宅に入居する高齢者の家賃に係る債務の保証
- ②リバースモーゲージによる住宅改良資金の貸し付けに係る債務の保証 等

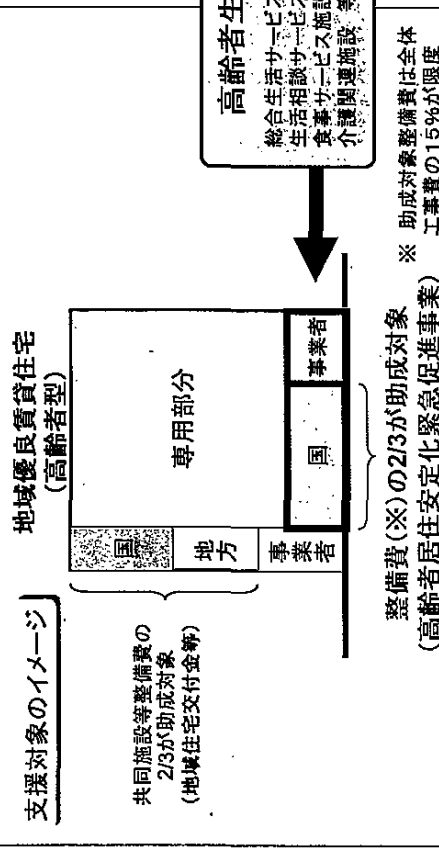
下線部は今回改正事項

# 高齢者居住安定化緊急促進事業の創設

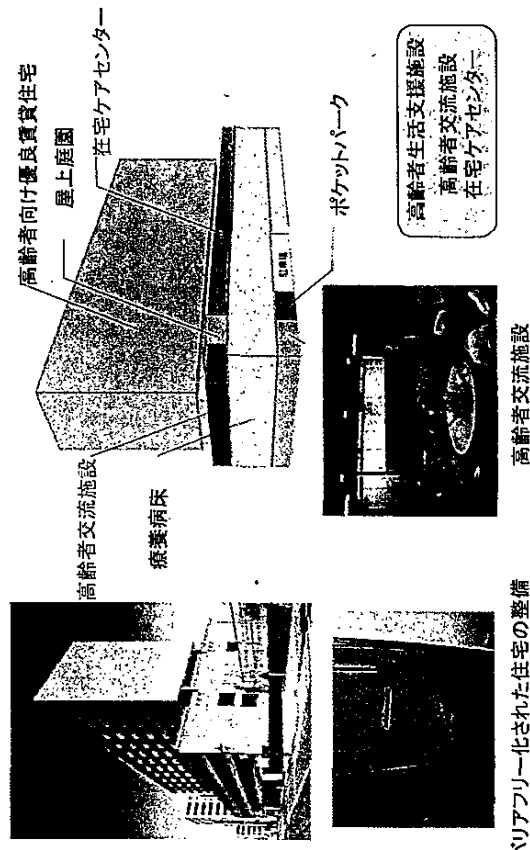
【平成21年度予算 40億円】

公的賃貸住宅の整備にあわせて高齢者生活支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う制度を創設し、高齢者が生活支援・介護サービス等の提供を受け、安心して居住し続けることができる環境を整備(5年間)

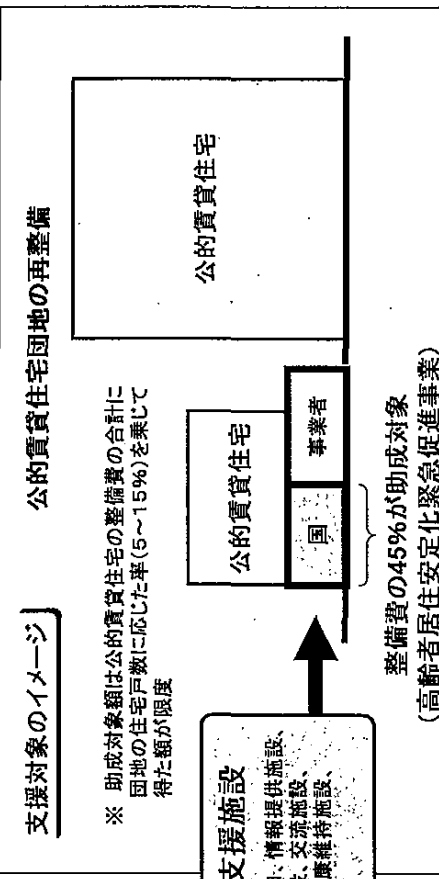
## 地域優良賃貸住宅(高齢者型)



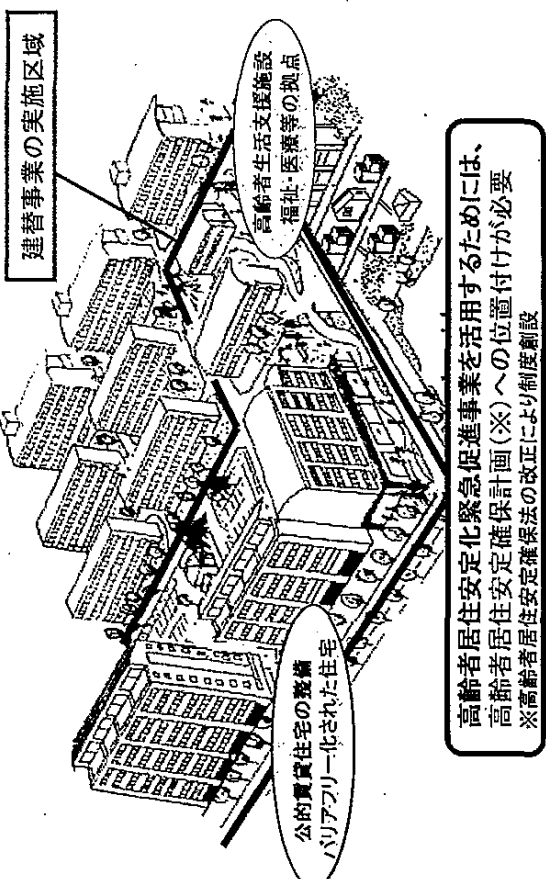
### 地域優良賃貸住宅(高齢者型)のイメージ



## 安心住空間創出プロジェクト型



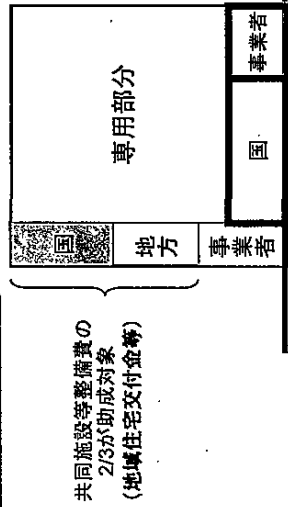
### 安心住空間創出プロジェクトのイメージ



公的賃貸住宅の整備にあわせて障害者福祉施設、子育て支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う(5年間)。

地域優良賃貸住宅型

支援対象のイメージ

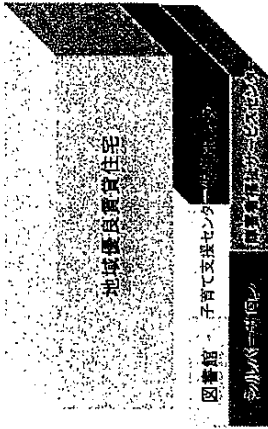
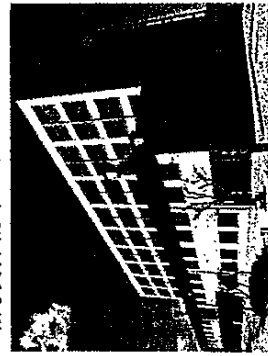


整備費(※)の2/3が助成対象  
(高齢者居住安定化緊急促進事業と同じ)

※ 助成対象整備費は全体工事費の15%が限度

地域優良賃貸住宅のイメージ

※写真、図はイメージ



子育て支援センター内



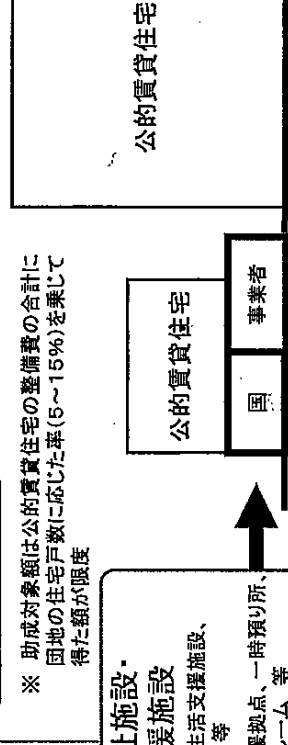
障害者福祉サービスセンター内

子育て支援施設  
子育て支援センター

障害者福祉施設  
障害者福祉サービスセンター

安心住空間創出プロジェクト型

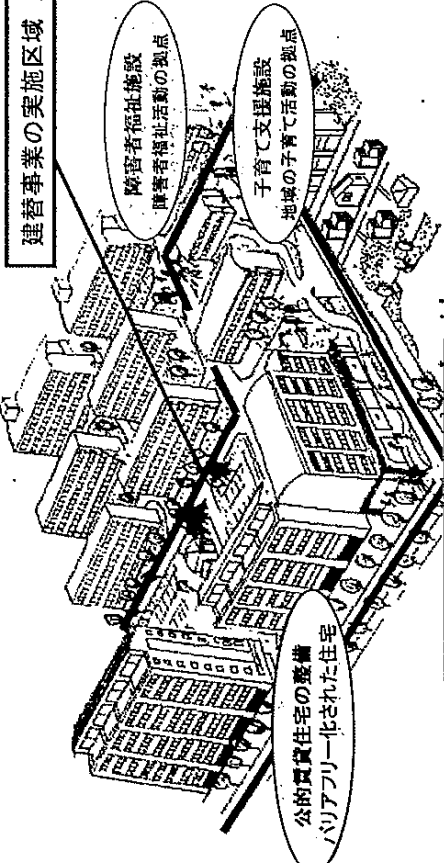
支援対象のイメージ



※ 助成対象額は公的賃貸住宅の整備費の合計に団地の住宅戸数に応じた率(5~15%)を乗じて得た額が限度

整備費の45%が助成対象  
(高齢者居住安定化緊急促進事業と同じ)

安心住空間創出プロジェクトのイメージ



安心住空間創出プロジェクトの場合、地域住宅計画への位置付けが必要

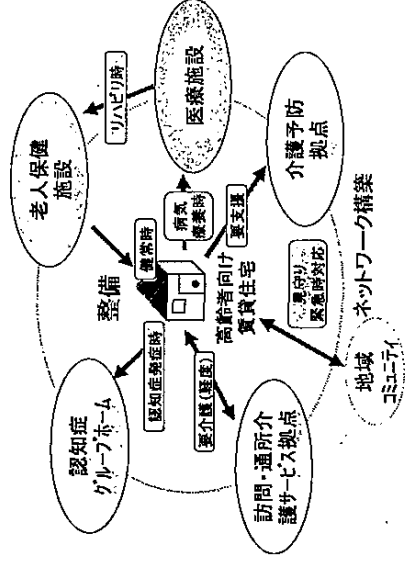
高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援(5年間)

- 建築工事費等 : 住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)、設計費(補助率:2/3)
- 技術の検証費 : 居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)
- 情報提供及び普及費 : 選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等(補助率2/3)

**提案イメージ** 福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあせせんに関する取組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備等



**助成対象**  
 高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)  
 見守り等の連携体制整備に係る経費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

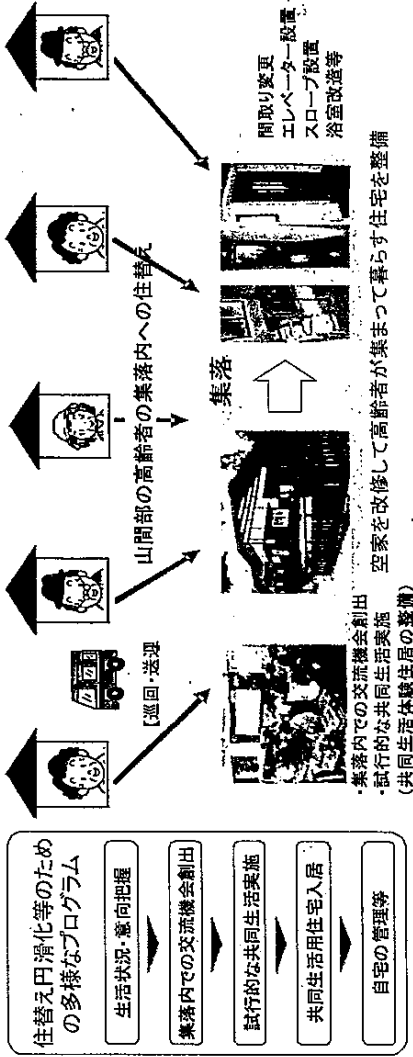
**課題** 高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取組み

中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

**提案イメージ**

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防



**助成対象**  
 住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)  
 空家の改修費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

「基本的対処方針」（5月22日新型インフルエンザ対策本部決定）等の概要について



## 「基本的対処方針」（5月22日新型インフルエンザ対策本部決定）等の概要について（主に介護関係部分のみ）

### 1 新型インフルエンザ対策本部の決定について

#### (1) 基本的対処方針

##### ア 今回の新型インフルエンザの特徴

- 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復している。
- 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である。

など、季節性インフルエンザと類似する部分が多い一方、

- 基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

##### イ 今後の方針

- 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐ。
- 基礎疾患を有する者等を守る。
- 地域の実情に応じた柔軟な対応を採る。

##### ウ 当面の措置（介護関係部分のみ）

- 短期入所・通所施設等が臨時休業になった場合の利用者家族等の勤務について、事業者への配慮要請を行う。
- 在宅の高齢者等へ必要に応じ状況を踏まえた支援を行う。

#### (2) 「基本的対処方針」等のQ & A

- 短期入所・通所施設等の臨時休業の際は、訪問介護事業者による代替サービスを要請。
- 訪問介護サービスは、感染防止策の徹底の上、通常どおりサービス提供。
- 在宅の高齢者等への支援の内容は、市町村による見回り・配食サービスなどを想定。

#### (3) 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

「行動計画」では、各段階ごとに対策が定められているが、現時点では行

動計画をそのまま適用するのではなく、弾力的に対策を採ることとし、感染状況によって地域を2つに分けた運用をすることとなった。

ア 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

- 短期入所、通所施設等に対しては臨時休業の要請を行うが、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の要請を解除する。
- 解除後に患者が発生した場合は、個別に臨時休業を要請する。
- インフルエンザ様症状が見られた場合には、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。

イ 急速な患者数の増加が見られ、重病化の防止に重点を置くべき地域

- 施設内で患者が多く発生した場合、事業者の判断により、臨時休業を行う（季節性インフルエンザと同様の対応となる）。
- 対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受信を行うことが可能となる。

2 「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について（5月22日付け事務連絡）

「基本的対処方針」等を踏まえて既存の事務連絡を改定したほか、短期入所、通所施設がサービス提供を再開するにあたっての事業者の留意事項を整理した。サービス提供再開の際の留意事項の概要は以下のとおり。

- 利用者や従業員等に対し、電話での聞き取りなどでのインフルエンザ様症状の確認。（症状がある者を休ませる）
- これまで以上の感染防止策の徹底。（時差出勤、うがい、手洗い、マスクなど）
- 基礎疾患（糖尿病、ぜん息など）を有する者の重病化の事例があることから、特にインフルエンザ様症状の有無の確認や感染防止策の徹底。

未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について



老振発第0528001号  
平成21年5月28日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



### 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について

「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」（平成21年3月23日付け厚生労働省老健局振興課長通知）により、ご報告いただきました未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導等について、別添1のとおりまとめましたので情報提供します。

この結果も踏まえ、有料老人ホームの届出促進及び指導等について、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等及び、さらに、下記のとおり取り組みを徹底していただくようお願いします。

これに関連して、今般の緊急点検等に際し、都道府県等から照会のあった事項等について、厚生労働省としての考え方を、従来のQ&Aに加えて別添2のとおり整理したので送付します。

また、今後の未届施設の届出や指導等の状況については、引き続き10月末時点におけるフォローアップを行う予定としていることを申し添えます。様式等については別途お知らせする予定です。

管内市区町村に対してこの旨を周知するとともに、関係部局や市区町村との連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくよう重ねてお願いします。

## 記

1. 未届施設の実態把握を踏まえ、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう当該施設の設置者を指導していただきたい。

そして、度重なる指導、催告にも関わらず、届出を拒否するような未届施設の設置者に対しては、罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努められたい。

また、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

2. また、現在、第171回国会において審議が行われている平成21年度補正予算案では、有料老人ホームを含め、改正消防法施行令の施行に伴い、平成21年4月から新たにスプリンクラー設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する費用に対する補助を行う予定としています。

関係の通知等については、後日別途送付する予定ですが、未届の有料老人ホームの届出促進や防火体制の整備等に当たっては、消防部局や建築部局と連携して対応するとともに、当該補助の積極的な活用をお願いします。

以 上

## 未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等について

平成21年3月23日付け通知（「未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について」）に基づき、4月30日時点の有料老人ホームに該当しうる施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおりです。

## 1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件数	割合
平成21年3月27日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	579件	—
平成21年3月27日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	106件	—
有料老人ホーム非該当等	160件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	100.0%
平成21年4月30日まで届出済	79件	15.0%
平成21年4月30日まで未届	446件	85.0%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

## 2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	80件
平成21年4月30日まで届出済	79件	10件
平成21年4月30日まで未届	446件	70件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例

※ ( ) 内の数字は指導した都道府県数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導 (6)
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (4)
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導 (3)
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導 (2)
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導 (2)
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導 (2) 等

未届の有料老人ホームに該当する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

	都道府県	4/30現在の 有料老人 ホームの届 出済施設数	4/30現在の 調査対象施設数		有料老人 ホーム非該 当等	届出、入居者処遇等に係る指導状況					
			平成21年3 月27日時点 の未届の有 料老人ホ ームに該 当する 施設数	平成21年3 月27日以 降に把握 した未届 の有料老 人ホーム に該当し うる施設 数		有料老人ホームに該当する施設数					
						入居者処 遇等に係 る指導件 数	平成21年4月30日まで届出 済		平成21年4月30日まで未 届		
					入居者処 遇等に係 る指導件 数		入居者処 遇等に係 る指導件 数	入居者処 遇等に係 る指導件 数	入居者処 遇等に係 る指導件 数		
1	北海道	161	0	17	0	17	0	1	0	16	0
2	青森県	83	8	0	1	7	0	0	0	7	0
3	岩手県	68	0	1	0	1	0	0	0	1	0
4	宮城県	73	0	1	0	1	0	0	0	1	0
5	秋田県	23	18	0	9	9	0	1	0	8	0
6	山形県	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	40	12	0	4	8	0	0	0	8	0
9	栃木県	25	35	1	13	23	3	7	1	16	2
10	群馬県	81	46	0	14	32	1	1	0	31	1
11	埼玉県	190	4	0	0	4	3	4	3	0	0
12	千葉県	226	44	0	3	41	9	0	0	41	9
13	東京都	421	103	0	53	50	46	2	2	48	44
14	神奈川県	375	60	40	8	92	2	1	0	91	2
15	新潟県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	21	3	0	1	2	0	2	0	0	0
18	福井県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	9	2	0	0	2	1	0	0	2	1
20	長野県	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	32	28	9	20	17	0	2	0	15	0
22	静岡県	86	7	0	0	7	4	0	0	7	4
23	愛知県	204	12	0	0	12	1	0	0	12	1
24	三重県	48	0	15	0	15	0	0	0	15	0
25	滋賀県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	21	0	3	0	3	3	0	0	3	3
27	大阪府	254	8	1	1	8	2	2	1	6	1
28	兵庫県	106	9	3	0	12	0	1	0	11	0
29	奈良県	19	5	1	0	6	0	1	0	5	0
30	和歌山県	14	2	0	0	2	0	0	0	2	0
31	鳥取県	17	0	1	0	1	0	0	0	1	0
32	島根県	31	1	0	0	1	0	0	0	1	0
33	岡山県	75	20	0	4	16	0	0	0	16	0
34	広島県	78	13	0	0	13	0	13	0	0	0
35	山口県	91	1	1	0	2	0	2	0	0	0
36	徳島県	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	64	0	2	0	2	2	0	0	2	2
38	愛媛県	54	37	3	11	29	0	11	0	18	0
39	高知県	26	4	0	1	3	0	0	0	3	0
40	福岡県	297	23	0	9	14	0	2	0	12	0
41	佐賀県	30	9	0	0	9	0	0	0	9	0
42	長崎県	85	7	1	1	7	0	4	0	3	0
43	熊本県	144	5	5	0	10	2	10	2	0	0
44	大分県	137	9	0	0	9	1	6	1	3	0
45	宮崎県	81	8	0	1	7	0	6	0	1	0
46	鹿児島県	65	12	0	1	11	0	0	0	11	0
47	沖縄県	50	24	1	5	20	0	0	0	20	0
	合計	4,245	579	106	160	525	80	79	10	446	70

## 未届施設の届出促進等に関するQ &amp; A

Q. 有料老人ホームの届出と処遇改善等に係る指導の関係やあり方についての考え方如何。

A. 有料老人ホームの設置者は、老人福祉法に基づく届出を行う義務があることから、指導監督基準に適合しない場合についても、早急に届出を行うよう指導していただきたい。

しかしながら、仮に設置者から届出が行われなかったとしても、老人福祉の観点から、防火安全体制や衛生面など最低限の処遇が確保されていない場合は、改善命令を行うことも含め適切な運営が行われるよう指導を徹底していただきたい。

一方、個室となっていないケースや、廊下幅が狭いケースなど、指導監督基準に適合しない部分について、一度に適合させることは現実的に困難な場合もあるが、そのような場合には、是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。

Q. 高齢者を対象とした入居契約とサービス提供契約が別の事業者になっている場合は、有料老人ホームには該当しないのか。

A. 平成 18 年の老人福祉法の改正により、設置者が外部の事業者へ委託してサービスを提供する場合や、現在はサービスの提供をしていなくても、将来サービスの提供をすることを約束している場合については、有料老人ホームに該当することを明確化しており、入居契約とサービス提供契約が別の事業者になっていたとしても、有料老人ホームに該当する。

Q. デイサービスに連続して行われる自主的な宿泊サービスは、有料老人ホームに該当するのか。

A. 指定通所介護事業所等が自主事業で宿泊サービスも行うようなサービス形態については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日付け、老計発 0331004・老振 0331004・老老発 0331017）にあるとおり、小規模多機能型居宅介護の創設に伴い、行うことができなくなることはないものであり、こうしたサービス形態は引き続き可能である。

他方、有料老人ホームについては、「高齢者を『入居させ』、食事の提供等のサービスを行っているもの」であり、上記のように宿泊を伴うものであっても、実態把握の上、「入居」とは言えないものについては、有料老人ホームには当たらない。



(参考)

全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議資料（平成18年6月20日）

Q. 入居要件に高齢者以外の者を対象としているものは、有料老人ホームに該当するのか。

A. 基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらないと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい。

Q. 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの定義について、「居住させ」とは住民票を移す行為まで必要か。単に居住の拠点を有料老人ホームに移していると見ることで十分か。

A. 住民票を移す行為までは必要とせず、入居契約を行い、居住の拠点を移していれば、老人を居住させているものとして取り扱って差し支えない。